

第5章 両史跡指定地及び史跡隣接地区・史跡周辺地域の現況と課題

5-1 両史跡指定地の現況と課題

5-1-1 特別史跡齋尾廃寺跡指定地の現況

① 公有化の経過と現在の指定地番

特別史跡指定地の民有地であった部分は、昭和44年(1969)に当時の東伯町が公有化しており、現在は史跡指定地全域が公有地である。指定当初は、地番の一部指定であったが、分筆などにより地番が統合整理されている。現在は、指定地は地番でいうと4筆からなり、公簿面積3,455㎡のうち2筆2,293㎡が国有地、その他は町有地となっている。

表5-1 指定地の地番・面積・所有状況

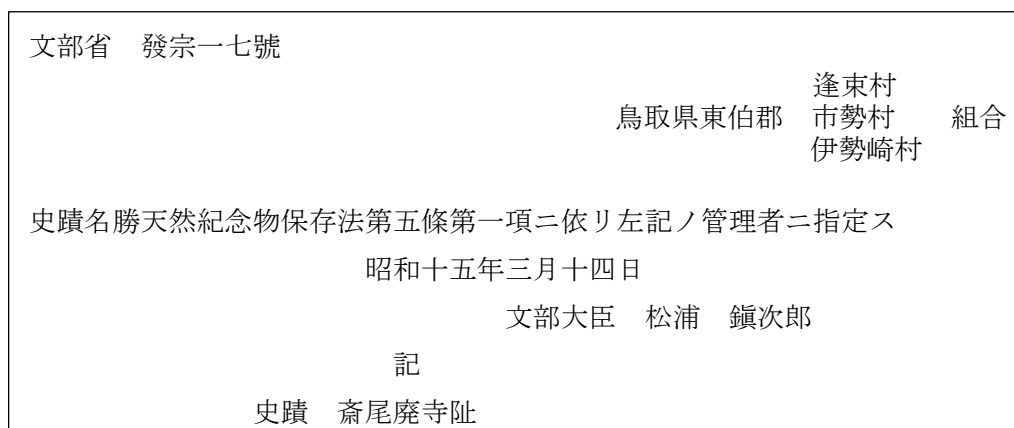
字	昭和10年指定地番	官報記載面積	買上時地番(S44)	現在地番	所有	面積(公簿)	
大字槻下字齋尾 (現在は字上斉尾)	996番ノ23	実測1畝10歩	996番52	996番50	町有地	511	
	996番ノ24	実測3畝23歩	996番52				
	996番ノ25	実測6畝4歩	996番50				
	996番ノ26	実測4畝3歩		996番44	国有地(文化庁)		278
	996番ノ27	実測1段9畝19歩		996番45	国有地(文化庁)		2,015
	997番ノ36	実測6畝18歩	997番91 997番90 337番36	997番72	町有地		651
(面積)		(台帳では3,904㎡)				3,455	



図5-1 指定地の地番状況

② 管理団体の指定

昭和15年(1940)3月15日に、「史蹟名勝天然紀念物保存法」により、下記の3組合が史跡の管理者に指定されている。同年12月12日の浦安村合併後は浦安村に移管された。その後、昭和17年の浦安町への町制施行、昭和29年の東伯町合併、平成16年(2004)の琴浦町合併により、現在は琴浦町が管理団体となっている。



③ 管理団体による国有地の管理

特別史跡齋尾廢寺跡の管理は、文化財保護法第113条により管理団体である琴浦町が実施している。また、指定地は①で示したように、町有地と国有地（文部科学省所管文化庁所属）からなる。文部科学省所管文化庁所属の国有財産については、「指定文化財管理費国庫補助要項」により管理団体が行う管理費（見廻り看視及び清掃費）として、国庫補助（㎡当たり30円の範囲内、補助対象経費の5分の4）を得て管理している。

④ 遺構・出土遺物等の現状

基壇外装・雨落溝・階段など堂塔の建物や基壇に関わる遺構、瓦類などの遺物が埋蔵されていると思われるが、本格的な発掘調査が実施されていないため詳細は不明である。

地上には、金堂と塔の基壇が土壇として遺存している。講堂の基壇の高まりは現存していない。中門は、現状では名称石碑が立つ付近がわずかに高まっているものの痕跡は明瞭でなく、その石碑所在位置も昭和6年(1931)頃に中門跡とされていた高まりと若干ずれており（図5-2参照）、遺構の正確な位置は不明である。

金堂・塔の土壇上面や講堂跡には礎石が残存している。原位置から移動しているとみられるものも含めて、金堂跡で10個、塔跡で9個、講堂跡で14個が遺存している。また、金堂跡と講堂跡の間の指定地東端部にある「鐘楼趾」の石碑の横に礎石状の石が2個現存している。指定地内にはこのほかにも原位置が不明の礎石状の石がいくつかみられる。金堂跡と講堂跡にみられる礎石は昭和8年(1933)とその後の調査で発掘されたもので、調査後にそのまま露出した状態で今日に至るものである（図5-2参照）

礎石は比較的硬質の安山岩であり、顕著な風化等は見られない。土壇の側面・上面には土留めのための張芝がなされている。なお、昭和15年に主な伽藍遺構の直上に名称石



金堂基壇の痕跡を留める土壇

碑（コンクリート台座に自然石を立てる）が設置されているが、遺構への影響の程は不明である。

特別史跡指定地外及びその周辺地のこれまでの調査で出土した遺物や表面採取された遺物は、琴浦町や鳥取県、京都国立博物館、奈良国立博物館に分散した形で保管されている。



金堂の礎石と名称石碑を北東方向からみる

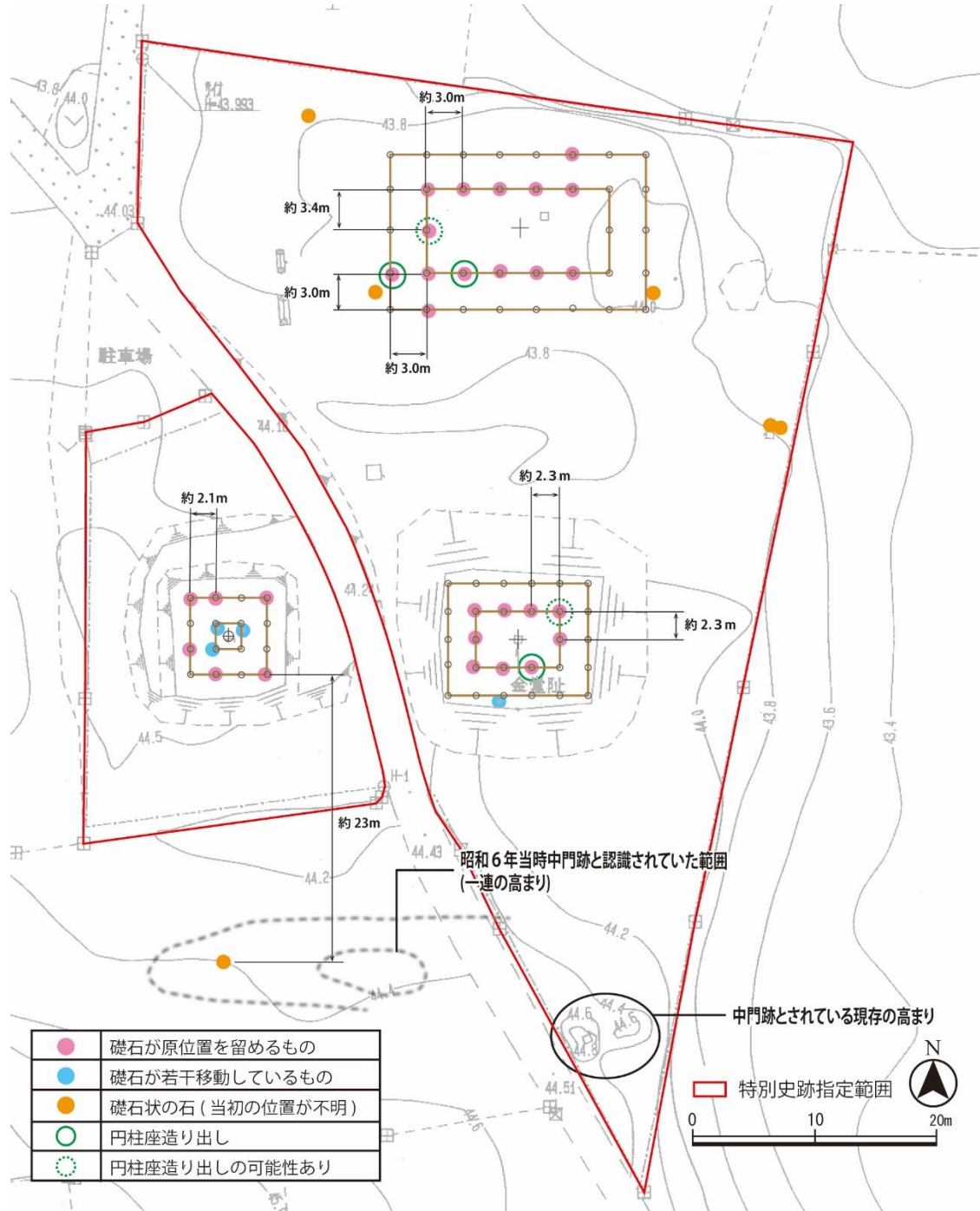


図5-2 特別史跡斎尾廃寺跡の遺構の現状

⑤ 地形・景観

特別史跡齋尾廃寺跡周辺の地形は、南から北に向かって勾配1%程度でわずかに下る傾斜地形で、指定地は標高がほぼ44mの平坦な地形となっている。この平坦地上に、金堂跡は東西・南北とも長さ約20m、高さ約1.3m、塔跡は東西・南北長さ約14m、高さ約1.1mの土壇の高まりとして残っている。中門跡とされる付近にも0.2~0.4mのわずかな高まりが確認できる。

周辺は芝畑地帯となっており、また指定地も全域が張芝で整備されている。このため、指定地と周辺が一体的に捉えられ、広がりのある開放的な景観を形成している。

指定地には、基壇の高まりや礎石、史跡標識・名称石碑、説明板等のサイン類、管理囲柵があるが、それ以外には工作物等がなく、その景観は周囲の農地景観と溶け込んで良好な風致を形成している。一方、遺構はほとんど未整備の状況であり、往時の伽藍地の姿を想起できるような景観とはなっていない。

指定地の南100m地点には高圧線の鉄塔・送電線があり、東方から東南方には風力発電の風車の列が望見され、これらは農地や樹林地の中に垂直方向にのびる人工的な構造物として目につく景物となっている。また、指定地北側に隣接している墓地も指定地や周辺の農地景観とはなじまない。しかし、指定地から周辺を眺めると、近くに視界を遮る施設等がないため、南に大山山系の山並を遠望でき、中・近景には農地の広がりや点在する集落の藁、樹林などを見渡すことができ、眺望は良好である。指定地の東方には史跡大高野官衙遺跡の樹林が見える。



史跡標識と金堂跡の土壇



金堂跡の礎石と名称石碑



塔跡



中門跡推定地に残るわずかな地形の高まり



講堂跡越しに見える大高野官衙遺跡の樹林



指定地から望見される高圧線の鉄塔や風車

⑥ 土地利用・整備状況

特別史跡指定地は全域の公有化が完了した昭和45年度(1970年度)に、国庫補助事業として管理用の囲柵や史跡説明板を設置し、張芝等の整備をし、史跡広場として利用されている。指定地に隣接した西側に町有地と国有地があり、現在はこれらの公有地を史跡への入口部分とする小広場として整備し、駐車場等に利用している。

遺構については、金堂・塔・講堂の礎石が露出した状態で並んでおり、金堂と塔の基壇は土壇として遺存している。その土壇には土留めのための芝張りが施されている程度で、本格的な整備はなされていない。遺構上には、昭和15年(1940)に「金堂趾」「塔趾」「講堂趾」「鐘楼趾」「中門趾」の遺構名を彫り込んだ名称石碑が設置されている。

なお、説明板は老朽化等に伴う修理の際、説明内容を更新している。



特別史跡説明板（昭和45年度設置・表示部は後年に更新）



イラストで示した想定復元図



金堂跡の土壇上に置かれた名称石碑（昭和15年度設置）

⑦ 活用状況

特別史跡齋尾廃寺跡は琴浦町を代表する文化遺産であり、学校教育や社会教育の教材、地域活動資源、文化観光資源等として利用されている。

学校教育では、琴浦町が、町内小学校6年生の歴史学習を中心とした共通教材として活用するために、平成25年(2013)に歴史学習図書「わたしたちのふるさと琴浦町」を作成し、郷土を愛する心を養う琴浦町の歴史を体系的にまとめて教えている。地元の浦安小学校などは、郷土史を体験的に学ぶ場として史跡を訪れたりしている。また、町内の小学校3年生が、郷土学習の一環として、毎年、琴浦町歴史民俗資料館（まなびタウンとうはく内）を訪れ、齋尾廃寺跡の遺物や伽藍復元模型の展示を見学したり、齋尾廃寺復元CG映像を視聴したりしている。

社会教育では、琴浦町教育委員会が主催する60歳以上の町民を対象にした「寿大学」の教養コースの中に、齋尾廃寺跡の見学などを組み込んでいる。また近年、琴浦町では合併10周年記念事業を契機に、平成24年からグルメ・歴史・健康・観光をコラボしたウォーキングイベントを実施しており、コースの一つの「殿様コース」には齋尾廃寺跡も観光ポイントに入れている。イベントには町内外から毎年800人ほどの参加がある。

齋尾廃寺跡が所在する町東部の伊勢崎地区（琴浦町槻下・中尾・金屋）では、地域内の人的交流や地域活性化等を目指して、平成21年に住民等約130人で構成される「白鳳の郷地域活性化協議会」を設立した。協議会では様々なイベントや地域景観保全等に取り組んでおり、齋尾廃寺跡等の史跡や文化財をまちづくりの重要な資産と位置づけ、それらを巡るコースを紹介したガイドマップの作成、観光案内看板の設置、史跡ガイド等を行っている。なお、協議会では新しい試みとして、平成28年度から、齋尾廃寺跡の魅力をはじめ、当該地が鳥取芝発祥の地であり、グラウンドゴルフも鳥取県で始まったことをアピールするため、齋尾廃寺跡近くの芝畑を会場にして「グラウンドゴルフ大会in白鳳の郷」の催しを始めている。



白鳳ロマンウォーキング(2012年)



図5-3 郷土の歴史学習資料『わたしたちのふるさと琴浦町』



図5-4 琴浦グルメ de めぐるウォーク(平成27年)



グラウンドゴルフ大会 in 白鳳の郷(平成28年)
(白鳳の郷地域活性化協議会提供)



図5-5 「白鳳の郷地域活性化協議会」製作のガイドマップ



⑧ 管理状況

保存管理施設として、昭和15年度(1940年度)に史跡標識、境界標、名称石碑が設置されている。その後、公有化が完了した昭和45年度に、国庫補助事業として管理用の囲柵を設置している。

特別史跡指定地の維持管理については、国有地・町有地を併せて、琴浦町が直営で、草刈り・清掃等を年間7～8回実施している。



史跡標識(昭和15年度設置)
特別史跡指定以前のもの



境界標(昭和15年度設置)
境界の内側に囲柵を設置している

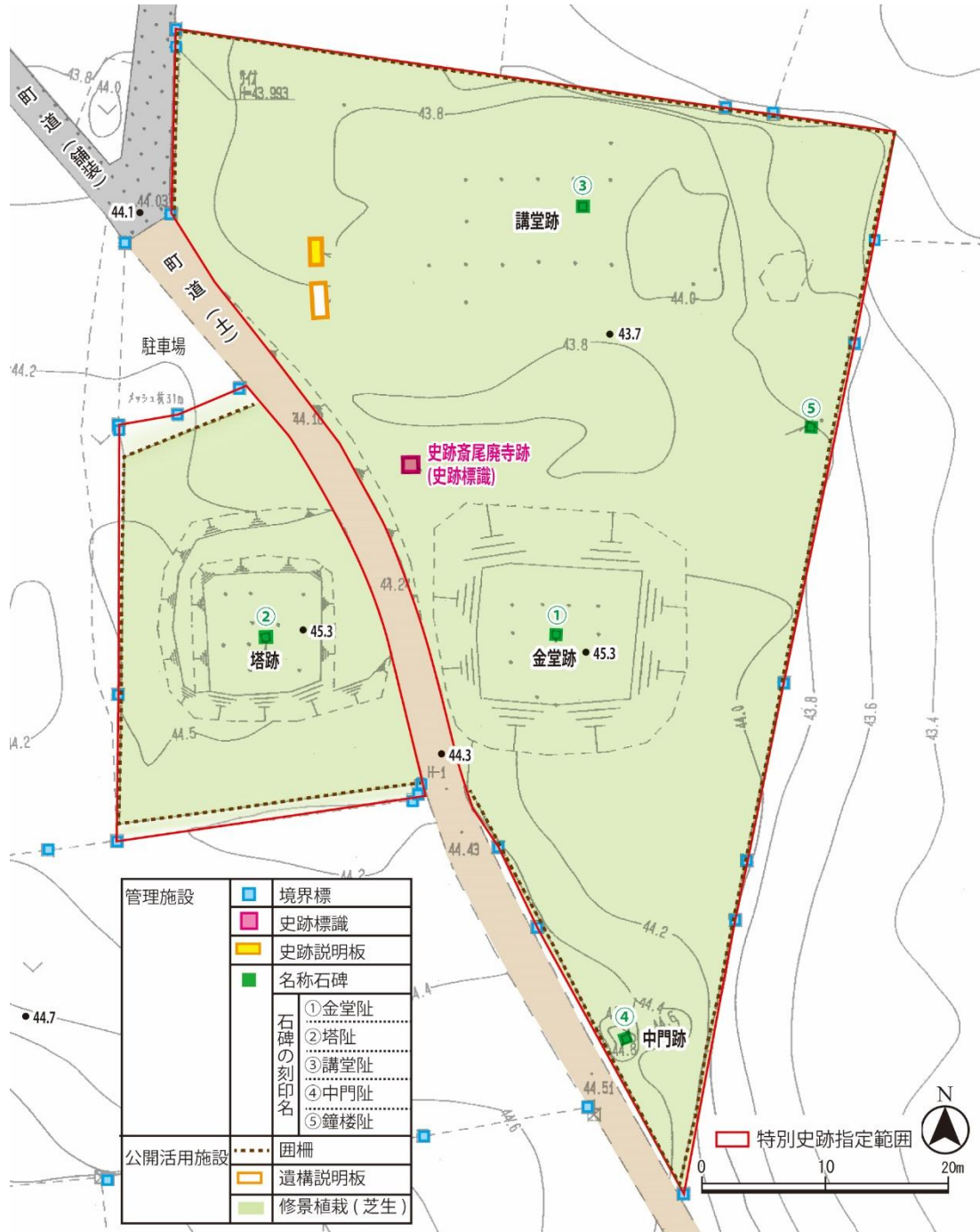


図 5-6 特別史跡齋尾廃寺跡の現況

5-1-2 史跡大高野官衙遺跡指定地の現況

① 公有化の経過と現在の指定地地番

大高野遺跡のうち、礎石建物が南北に並ぶという遺構発見の契機となった第6次調査地点（下表地番853番1）は、その重要性から、平成6年度(1994年度)に町が買収し、積極的な保存を図った。平成26年度に大高野官衙遺跡として史跡指定された時点では、この地点と道路部分以外は民有地であり、農地（芝畑、牧草地等）として利用されていた。その後、平成27・28年度に民有地部分は琴浦町が公有化し、現在では指定地全てが公有化されている。

なお、指定地番830番9のうち実測630.71㎡は分筆され、830番30となっている。

表 5-2 指定地の地番・面積・所有状況

字	地番	面積	備考	所有
大字槻下字鐘鋳場	830番2	2,308		琴浦町
	830番4	1,862		琴浦町
	830番30	630.71	指定告示は地番830番-9のうち 実測630.71㎡ 分筆登記により830番-30となり、 登記面積は630㎡	琴浦町
同 字駕籠据場	849番1	2,430		琴浦町
	849番4	2,626		琴浦町
	849番5	2,939		琴浦町
	850番2	920		琴浦町
	851番3	2,262		琴浦町
	851番4	330	公衆用道路	槻下村(浦安財産区)
同 字大高野	853番1	2,136		琴浦町
	853番2	6,473		琴浦町
同 字塚本	2639番	1,580	公衆用道路	琴浦町
同字駕籠据場851番地4と同字塚本2640番地に挟まれ同字駕籠据場849番-1と同字大高野853番4に挟まれるまでの道路敷きを含む		756.36	公衆用道路(登記記録無し)	琴浦町
同字駕籠据場851番地3と同字駕籠据場850番地2に挟まれ同字鐘鋳場830番地2と同字駕籠据場849番地5に挟まれるまでの道路敷きを含む		418.08	公衆用道路(登記記録無し)	琴浦町
合 計		27,671.15		

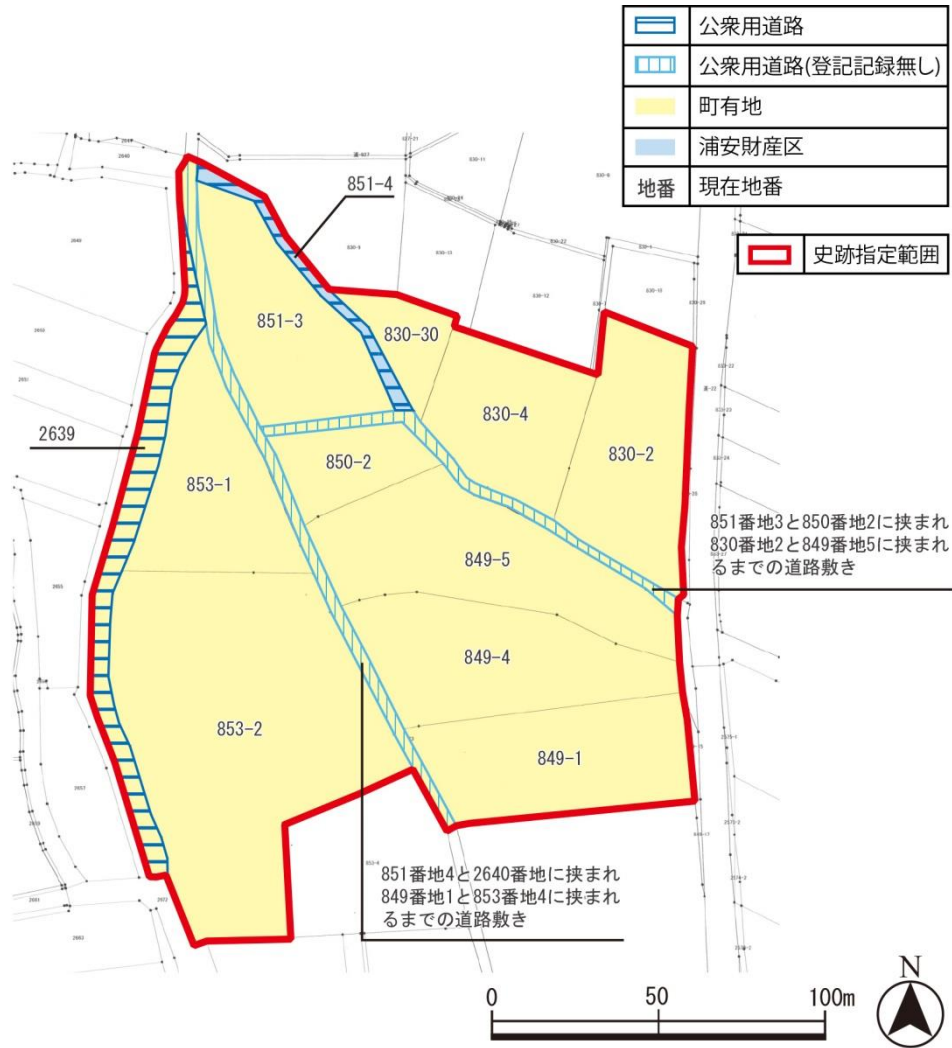


図 5-7 指定地の地番状況

② 指定地の管理

史跡大高野官衙遺跡の指定地は全て公有地であり、町有地と財産区（槻下地区所有地）からなる。財産区の管理者は琴浦町長であることから、史跡指定地は全て琴浦町が管理する土地となっている。

また、本史跡については、文化財保護法による管理団体の指定はなされていないが、同法第119条「管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。」という条文に基づき、所有者である琴浦町が史跡の管理にあっている。

③ 遺構・出土遺物等の現状

総柱礎石建物が南北に並ぶ正倉院の西部は、遺構面を保護盛り土したうえで張芝を行い広場的空間としている。そして、一部の礎石を露出して展示している（図5-8参照）。その他の調査区で検出した遺構や礎石は、そのまま埋め戻して保存してある。

露出展示している礎石には被熱痕がみられるものがある。現在のところ露出による顕著な風化等は見受けられないが、今後の経年的な変化には十分留意する必要がある。また、西部の広場空

間の周縁部には竹林があり、広場部分までタケの侵入がみられ、遺構面に悪影響を及ぼすことが懸念される。

古代以外の遺構としては、古墳（大高野4号墳）や、江戸時代に利用された八橋往来を引き継ぐ道がある。古墳は未調査で、現在は樹林地の中に高さ約2mほどの円形の高まりで残存しており、比較的残りは良いものと推定される。八橋往来は発掘調査で確認されている地下遺構と地上に現存する道とがあり、時期により若干の移動があったものとみられる。後者も、現在は使われていないため、草本や拡大する樹林に埋もれつつある。このほか、西側谷部にかつて架けられていた八橋往来の石橋（古墳石材の転用か）が、昭和50年代の水路改修に伴って指定地内に移設保存されている。

これまでの発掘調査で出土した遺物は、町で保管しており、その一部を町歴史民俗資料館で常設展示している。



露出展示されている礎石群



建物跡周辺まで侵入するタケ



八橋往来



昭和50年代に移設された八橋往来の石橋と説明板

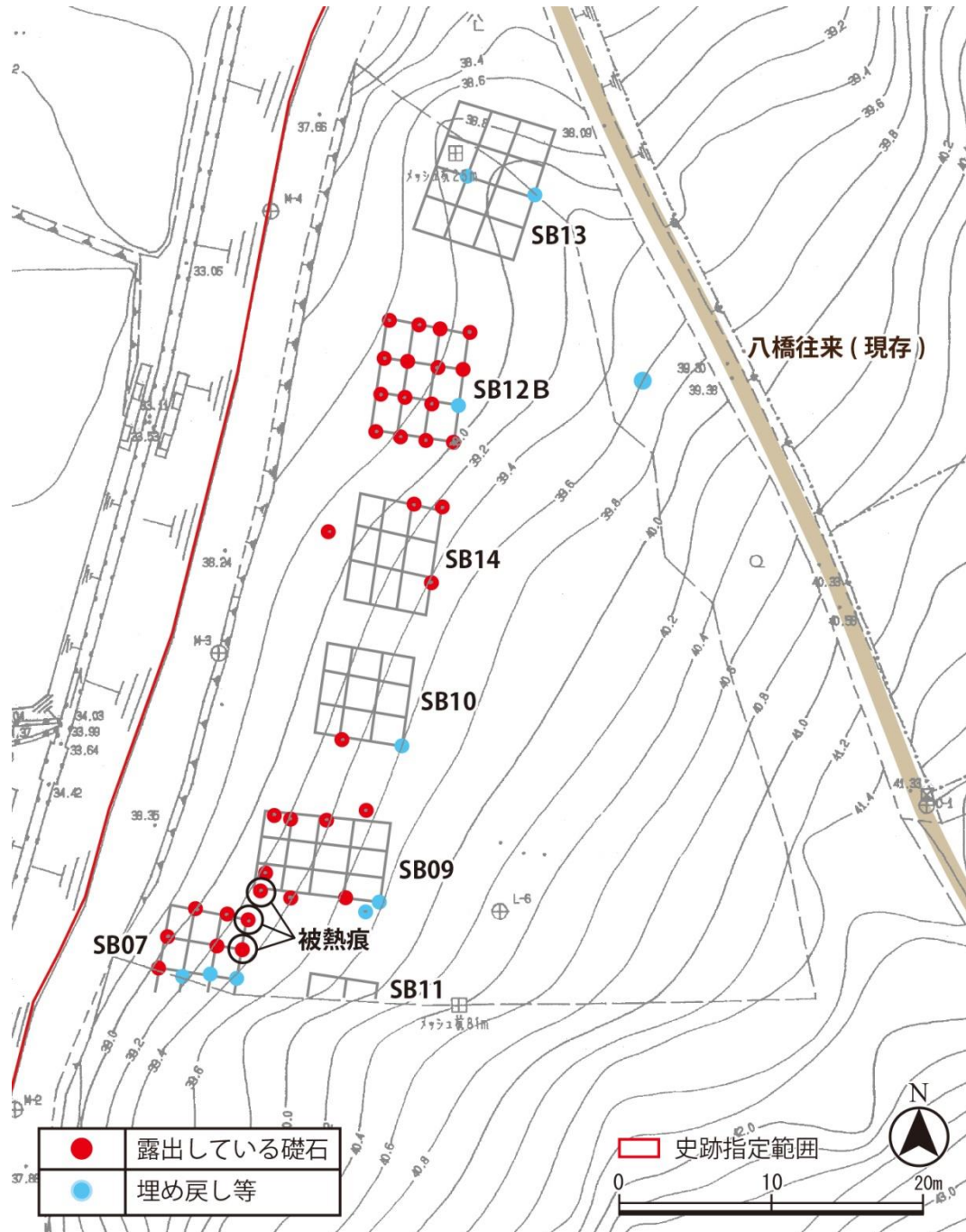


図 5-8 大高野官衙遺跡西部の遺構配置

④ 地形・景観

指定地は南から北と西に向かって緩やかに下がる丘陵地形で、南端と北端で比高約12m、東端と西端で比高約5～8mある。西側は谷となっており比高2.5m程の法面を形成している。大雨の際は西北部に雨水が集中し、隣接する農地に流れ込む状況がみられる。

指定地の南西部は樹林地で、史跡中央から西方への眺望は樹木で遮られている。史跡の西端部にはサクラが列植されており、開花期には遺跡の位置を西方から視認できる目印となっている。東半部分は旧農地の名残を留める南北140m・東西100mほどの広大な平坦地となっており、一部はかつての芝畑の状態で維持されており、周囲の農地景観と一体化している。現在は特に整備はなされていないため、周辺農地との境界は定かではなく、史跡や正倉院の範囲を視認することは

きない。なお、指定地の西北部は芝生広場となっており、倉庫群の礎石の一部が地表に露出した状態で並んでいる。指定地の西端からは指呼の間には斎尾廃寺跡を望むことができる。



一部の礎石を露出展示した史跡西部の芝生広場

⑤ 土地利用・植生

史跡指定地は全域が公有化されており、現状に変更を及ぼすような土地利用はなされていない。現在は南西部が樹林地で、そのほかは草地となっている。公有化以前は、芝畑、牧草地、果樹園、樹林地、公衆用道路として利用されていた。このうち旧芝畑については、現在も芝生の状態で維持管理している。また、指定地内には八橋往来を含む4本の公衆用道路が通るが、現在は使われていない。このうち SB06・SB05・SB16・SA01 の遺構上を通る道路部分には灌漑用の配水管が埋設されている。この配水管は指定地内では利用されていないが、指定地北側の農地への配水のために利用されている。

礎石建物跡がある指定地西部の広場の周囲一帯には樹林地が見られる。広場の東側北端部にはモウソウチクが旺盛に生育し、一部広場内への侵入がみられる。樹林帯の内部には主に常緑広葉樹、林縁部には落葉広葉樹が生育している。林縁部にはアカメガシワやカラスザンショウ、ハゼノキなどがみられ、特に裸地にいち早く侵入し定着する植物であるカラスザンショウがひときわ枝を広げ目立っており、樹林地のさらなる拡大が予想される。林内はスダジイ・タブノキ・クロキ・ヤブニッケイなどの高木からなり、下部にはアオキが多く、林内は暗い。礎石建物跡が並ぶ芝生広場の西端部にはソメイヨシノが列状に植栽されている。



大高野官衙遺跡の現況



史跡北端より拡大しているモウソウチク林



史跡の南西部を占める樹林地



広場西側のソメイヨシノの列植

⑥ 活用・整備状況

総柱礎石建物群が検出され、史跡指定前の平成6年(1994)に町によっていち早く公有化された第6次調査地点(史跡指定地の西部に位置する)は、調査で検出した礎石群の一部を露出展示するとともに、一帯を張芝とした簡易な整備を行い、広場として利用している。そして史跡指定後に広場の一角に史跡説明板を設置している。その他の箇所は未整備であり、まだ積極的な活用はなされていない状況である。

このほか、史跡内には、地元住民で構成される「白鳳の郷地域活性化協議会」によって設置された「旧八橋往来」等の説明板がある。



「白鳳の郷地域活性化協議会」が設置した「旧八橋往来」の説明板

⑦ 管理状況

公有化以前から芝畑であった地は、「白鳳の郷地域活性化協議会」に維持管理を委託し、旧状のまま芝畑として維持している。その他の指定地は、琴浦町が直営で、草刈り・清掃等を年間7～8回実施している。平成27年(2015)には、史跡保存活用のため、史跡説明板を設置している。



史跡説明板

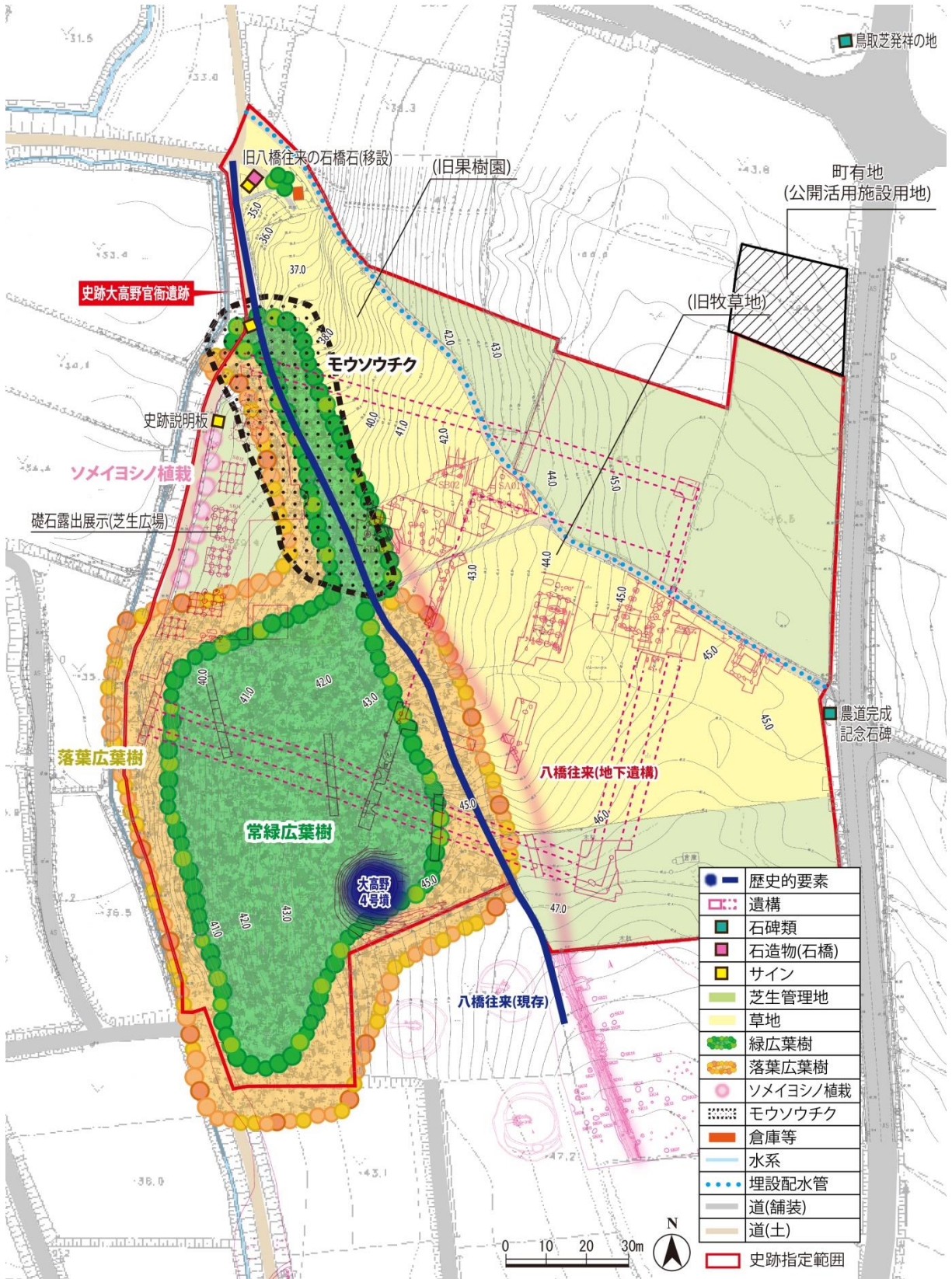


図 5-9 史跡大高野官衙遺跡の現況

5-1-3 両史跡指定地の課題

① 両史跡共通の保存活用上の課題

○山陰地方を代表する史跡であり、琴浦町や地域の歴史・文化を表徴する遺跡としての価値を子どもから大人まで理解できるように、学校教育・社会教育面での一層の取り組みを行う必要がある。特に学校教育での活用は、特別史跡斎尾廃寺跡に限られており、両史跡ともに琴浦町や地域の歴史・文化を学ぶ場として、積極的に活用する方策を検討する必要がある。その一環として、地域の歴史・文化を教える立場にある教師を対象とした郷土学習の講習会等の実施も検討する必要がある。また、史跡等を有効に活用し後世に継承する当事者としての地域住民・町民の史跡への理解を深める方策も必要である。

○史跡の整備や保存活用のため、遺跡の全容解明に向けた発掘調査を計画的に行う必要がある。

○両史跡の保存管理・活用について、行政や地域住民等の協働による取り組みは少ないため、今後、行政、地域住民・団体、町民が一体となって積極的に展開していく管理体制や活用のあり方等を検討する必要がある。

○両史跡の活用を通じて地域の人々の交流機会を創出し、地域活性化を図れるような活用策も検討する必要がある。

○両史跡は同時代の遺跡で、近接しており、密接な関連を持っていたと考えられる。その両史跡を結びつけた一体的な保存管理や活用のための方策として、両史跡を一体的に案内するソフト・ハードシステム、両史跡の密接な関係を理解できるようなガイダンス機能等の整備を検討する必要がある。

また、現状では相互に遺跡を望見することができるものの、未整備のため遺跡の内容や位置を一目で理解することはできない状態である。そこで、視覚的ネットワークという観点からも両史跡を相互に視認できる整備のあり方を検討する必要がある。

○両遺跡ともに礎石が露出しているところがあり、総じて遺構面は浅いと想定されるため、現状における遺構面の保護策や表土流出防止のための対策等も検討する必要がある。

○遺構のハード面の整備とともに、位置情報や携帯情報端末を利用したVR技術の導入など、整備の段階や遺跡の性格・内容、予算等に応じて、最適な活用法の導入を検討する必要がある。また、史跡説明パンフレットの町ホームページでのデジタル配信など、短期的に取り組み可能なものなどは、整備計画と連動しながら早期に進めていく必要がある。

○両史跡のみならず、関連遺跡やそれを取り巻く良好な農地景観なども含めた総体的な魅力の発信、さらには、史跡周辺地域や県内に点在する古代関連遺跡群との連携による広域的視点に立った地域の再評価を通じて、地域の活性化、歴史学習や観光振興の推進に貢献できる活用策も検討する必要がある。

② 特別史跡斎尾廃寺跡の保存活用上の課題

1) 保存管理

○昭和6年(1931)頃に中門跡と推定されていた土塁状の隆起の位置(塔跡南に残る礎石状の石の位置を東に延長した付近)と、中門跡名称石碑の現在の設置位置とが若干ずれており(図5-2参照)、現状では門跡の痕跡も明瞭でないなど、遺構の正確な位置や残存状況・構造等が不明である(昭和6年の状況については梅原末治氏作成の図4-1参照)。

○金堂・塔・講堂の遺構についても、その建物や基壇の規模・構造など不明な点が多い。

- これまでの調査成果がまとめられていないため、調査成果や各種の情報を総括した報告書を作成し、その成果を公開するといった情報提供が必要であるほか、その情報を史跡の活用整備や今後の調査に活かしていくことが必要である。
- 現地表から遺構面までの深さなどの正確な情報が得られておらず、遺構の確実な保護や活用整備を進めるうえで支障となっている。
- これまで本格的な発掘調査が行われておらず、遺構の適切な保護や活用整備を進めるうえで必要な基本的情報が得られている状況ではない。そこで、そうした情報を得るための発掘調査を計画的に行う必要があり、その発掘調査に必要な体制を整備することが求められる。
- 適切な発掘調査等により遺構・遺構面等の基本的情報を得て、それに基づいて保存活用整備を進めることが必要である。
- 指定地の境界について、町道との境界標が埋もれるなどして明瞭でない箇所があるため、その境界を明示する必要がある。
- 指定地は公有化され、町が直営で維持管理しているが、隣接する史跡である大高野官衙遺跡との一体的な管理や、追加指定後の新たな指定地の管理も視野に入れて、地域住民と行政との協働による管理体制を構築する必要がある。
- 現在指定地は張芝により整備されているが、経年による張芝の劣化や、雑草が繁茂する状況がみられる。本格的な整備に至るまでの間、史跡の保存、周辺農地との一体的管理のために、張芝更新等の対策が必要である。
- これまでの調査で塑像や瓦類など重要遺物が多数出土したり、採集されたりしている。これらの遺物は京都国立博物館など琴浦町以外にも分散して保管されており、遺物全体を十分把握できていない。そのため、リスト作成等により遺物の全容や管理状況を把握し、適切に管理する必要がある。

2) 活用・整備

- 金堂・塔・講堂の土壇や礎石が現存するため、現地で各堂塔の規模や配置をある程度は認識できるが、伽藍地の全容や規模、堂塔の基壇の構造などの情報は知ることができない現状である。このため、今後の調査成果などを踏まえた効果的な解説システムの導入が必要である。
- 現状では、金堂跡・塔跡・講堂跡の土壇上面に、コンクリート基礎を伴う名称石碑が設置されており、遺構面に影響を及ぼしている可能性もある。遺構の整備に際しては、この名称石碑について、移設・撤去または現状維持とするかなど取り扱いが課題となる。

③ 史跡大高野官衙遺跡の保存活用上の課題

1) 保存管理

- これまでの調査は部分的な範囲にとどまっており、正倉院全体の建物の配置状況、出入口部の詳細、中央部にある掘立柱塀の南辺の位置や時期・性格等が不明であり、正倉院の全容の解明のための調査が必要である。また、遺構の確実な保存や活用整備を進めるためにも、発掘調査等により遺構・遺構面の基本的情報を得ることが欠かせない。
- 簡易整備された西部の広場地区について、露出している礎石の保存状況、遺構面の保護状況などを再確認する必要がある。
- 露出展示している礎石には、被熱痕のあるものがあり、それらの風化の進行の有無を経年的に

観察するとともに、必要に応じて劣化防止策をとるなどの措置が必要である。また、調査前から露出していた礎石の中には動かされて原位置に無いものがあり、それらの取り扱いについても検討する必要がある。

- 史跡の南西部は樹林地となっている。樹林地外縁部のモウソウチク林は拡大を続けており、遺構や遺構面の保存に悪影響を及ぼす可能性が高く、適切な伐採・抜根等を検討する必要がある。
- 境界標や境界柵を適宜設置し、指定地の範囲を明示し、確実に保護する措置をとることが必要である。
- 指定地の管理について、現状では、一部は「白鳳の郷地域活性化協議会」へ委託、他は町教育委員会が行う形になっているが、史跡全体の一体的な管理を進めるためには、住民団体と行政との協働による管理体制を構築する必要がある。

2) 活用・整備

- 指定地は公有化が完了している。今後の整備にあたっては、正倉院の範囲や建物配置などの様相を現地で確認することができるよう、遺構の内容や遺跡の立地環境等も考慮しながら、史跡の性格や価値を理解しやすい整備手法の導入を検討する必要がある。また、本格的な整備に着手するまでの間も、広がりのある敷地を学習や交流・憩いなどの場として利用できるようなするなど、現状でも実施できる様々な活用の方策も検討する必要がある。
- 指定地は広大であるため、遺構の状況や性格をも勘案しながら、各要素に応じた保存管理や活用整備の方法を検討することが必要である。
- 南辺区画溝の遺構が延びる南西部の樹林地は、放置された状態で内部は鬱蒼としており、現状では活用の面からも遺構の保存の面からも好ましくない。この樹林をどのような形で整備するのか、伐採等を行うのかなど、取り扱い方を検討する必要がある。
- 大高野4号墳が地上遺構として現存している。正倉院に先行する時代の遺構であるが、八橋郡衙造営の背景を探りうる歴史的要素の一つとして保存活用していく必要がある。
- 近世以来の八橋往来の現存道路や地下遺構については、史跡の主要な価値である古代の官衙遺構の活用・整備を優先したうえで、それに支障のない形での適切な整備手法等を検討する必要がある。また指定地内に移設されている石橋の取り扱いも課題となる。
- 指定地内に現存する八橋往来以外の道路については、移設や廃道などを含めた取り扱いを検討する必要がある。
- これまでの発掘調査で出土した遺物は琴浦町が所有・保管しているが、公開展示等は十分なされていない状況であり、遺構の保存活用とあわせた遺物の活用も必要である。

5-2 史跡隣接地区の現況と課題

5-2-1 史跡隣接地区の立地環境の現況と課題

① 現況

1) 位置・地形・景観

琴浦町の東端にあり、東伯地方の歴史・経済・文化の中心地である倉吉市にほど近く、西方には山陰自動車道が通る。

一帯は加勢蛇川東岸の中位段丘面に位置し、段丘面には埋没谷の痕跡を示す低地が南北方向に帯状に見られる。これら丘陵や低地の地形の中には、昭和50年代以降に始まった大規模な農地整備事業（詳細については5-3-1参照）によって、平坦地化された箇所も多く見られる。

地区の大半は農地として利用されており、芝畑等の農地景観の中に低い果樹林帯や緑の多い住宅地が点在する広がりのある景観となっている。史跡隣接地区から両史跡指定地を望む最良の視点場（ビューポイント）の一つが白鳳館であり、広大な斎尾廃寺の寺院地一体を見渡すことができる。なお、白鳳館の東側隣接地は農地整備に伴い大きく削平されている。

2) 土地利用

台地部は芝畑・果樹園・普通畑等の農地や宅地、低地は水田などとして利用されている。このように、史跡隣接地区は鳥取県でも有数の農業地帯であるが、耕作放棄地も点在する。

宅地は地区内の道路沿いに点在してみられ、古くから続く良好な集落地景観を形成している。地区北端を通る県道倉吉東伯線沿いでは、近年住宅団地や業務施設等が設けられてきている。

なお、当地区の台地部を中心にして遺跡が多く確認されており、周知の埋蔵文化財包蔵地となっているところが多い。

② 課題

○芝畑については、収穫のたびに地表面が削平されており、薄い表土下の遺構の保存に悪影響を及ぼすようになるおそれもある。そのため、埋蔵文化財包蔵地については、遺構面の高さを確認するなどして、遺構の保存に支障の無い範囲での栽培にとどめるような保護措置を講ずる必要がある。

○耕作放棄地や自家農地については、良好な農地景観の保全・形成を図る適切な手立てが必要である。

○史跡へのアクセス道路の整備や見学者のための駐車スペースの確保などが課題となる。

○今後は、八橋郡衙の全体像を把握するとともに、郡衙と斎尾廃寺との密接な関係、官道との関係などを明らかにしていく必要があり、両史跡と史跡隣接地区との一体的な活用を進めていくことが望まれる。

○現在の良好な景観を保全するためのルール策定等にむけて、地域住民等の協力を得る必要がある。

○大半が農地であり、農地転用には厳しい規制があるが、届出制のみで農地転用ができる小規模な農業用倉庫等の建築物・工作物の設置等に際しても、景観への配慮などの協力を求める方策を検討する必要がある。

5-2-2 指定地外の齋尾廃寺跡の現況と課題

① 現況

齋尾廃寺跡は、周知の埋蔵文化財包蔵地である下斉尾1号遺跡の中央北寄りを占めている。齋尾廃寺の伽藍地主要部は特別史跡に指定されているが、伽藍地の一部や付属院地は指定地外に広がっている。これまでの開発等に伴う範囲確認調査で、指定地の外側で南北約250m、東西約160mの敷地外周を方形に囲む溝が確認されており、この方形区画が寺院地の範囲とみられる。寺院地内部からは、伽藍地を囲繞するとみられる北辺や東辺の内郭溝、内郭北東隅部の門または塀とも想定される柱穴列、付属院地に関わるとみられる墨書土器なども検出されている。これら寺院地で検出された遺構は埋め戻され保存されている。

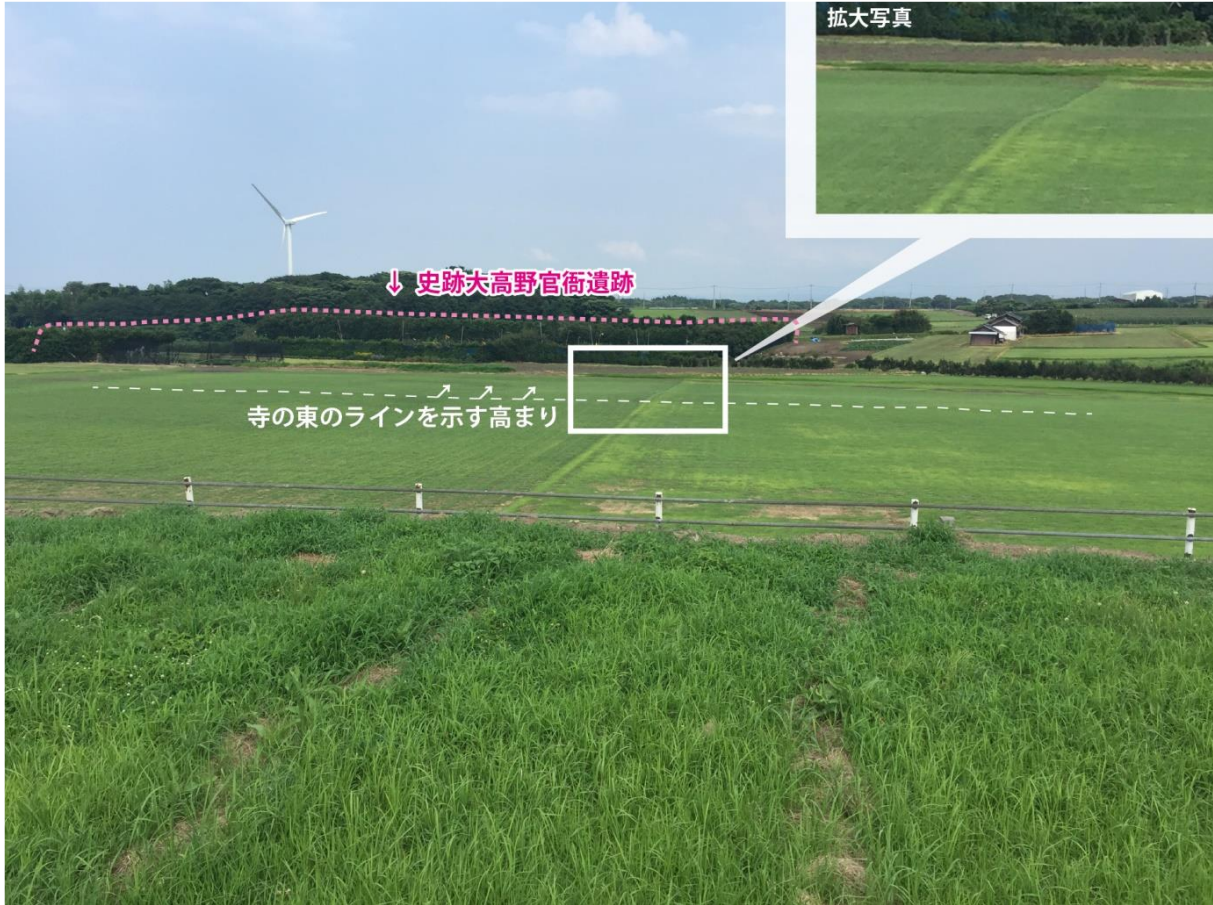
地上で確認できるものとしては、上記東辺の南北内郭溝に沿って直線的に伸びる土塁状のわずかな高まりがある。昭和10年(1935)頃には、この土塁状の遺構は伽藍地四周を囲むように残存していたが、現在は東辺で確認できるだけである。南辺については、昭和35年頃には中門跡推定地から西方に瓦の埋没が点々と続いており、塔の南側柱礎石列から約23m南に位置する礎石状の石の付近まで瓦が埋まっていたとされているが、現在は礎石状の石が芝畑に1個残るのみで、瓦の埋没や土塁状の高まりは地表では確認できない。

伽藍地の外周を囲んでいた施設かとみられる遺構(かつて残存していた方形に廻る土塁状の高まり)の四隅に相当する地点には、昭和38年(1963)に4基の境標石碑が設置されている。この境標石碑は、地域住民の請願をきっかけとして、旧東伯町が一部寄付金も充てて設置したものである。その後の発掘調査により、北東隅及び南東隅の境標石碑については伽藍地の隅またはそれに近い場所に位置していることが判明した。なお、北西隅の境標石碑は当初の位置から後年に現在の場所に動かされている。

齋尾廃寺の寺院地は、南から北にわずかに下る丘陵上に位置しており、東方の大高野官衙遺跡との間にある谷に向かって東方向にもなだらかに傾斜している。これらの傾斜によって視界が広がり、芝畑が続く開放的な農地景観を一目で捉えることができる。指定地を除く寺院地内は、南の一部に普通畑がみられるが、ほとんどが芝畑として利用されている。芝畑は指定地の広場と連続する良好な景観を形成しているが、芝の収穫を繰り返すことで地表面がはぎ取られて地表高が下がってきており、一部では指定地より30cm以上低くなっているなど遺構・遺構面への影響が懸念される。

指定地に隣接した西側入口部分は町有地・国有地となっており、小広場として整備され、駐車場等に利用されている。また、指定地の北側に接する場所には共同墓地がある。このほか、道路(町道)が指定地及び寺院地を斜めに分断する形で貫いているのをはじめ、この町道から寺院地の北西側で分岐した農道が寺院地の西辺区画溝にほぼ沿う形で南北に走り、寺院地内で町道から分岐している農道は寺院地を南北方向や東西方向に横断している。

なお、寺院地南辺外側近くには高圧線の鉄塔が建つ。鉄塔建設予定地の事前の調査で南辺区画溝が検出されたため、この鉄塔はそれより南に位置を変えて建設されている。



寺院地東寄りの内郭区画（伽藍地）を示す南北方向の地形の高まり



寺院地西端の町道からみた特別史跡への入口部



指定地北側に接する墓地(手前は指定地)



塔跡南側の芝畑にある礎石状の石と、その背後に見える高圧線鉄塔



町沿いの史跡への記名兼誘導看板



昭和38年設置の境標石碑（西南境標）（琴浦町が寄付金等も充てて設置）

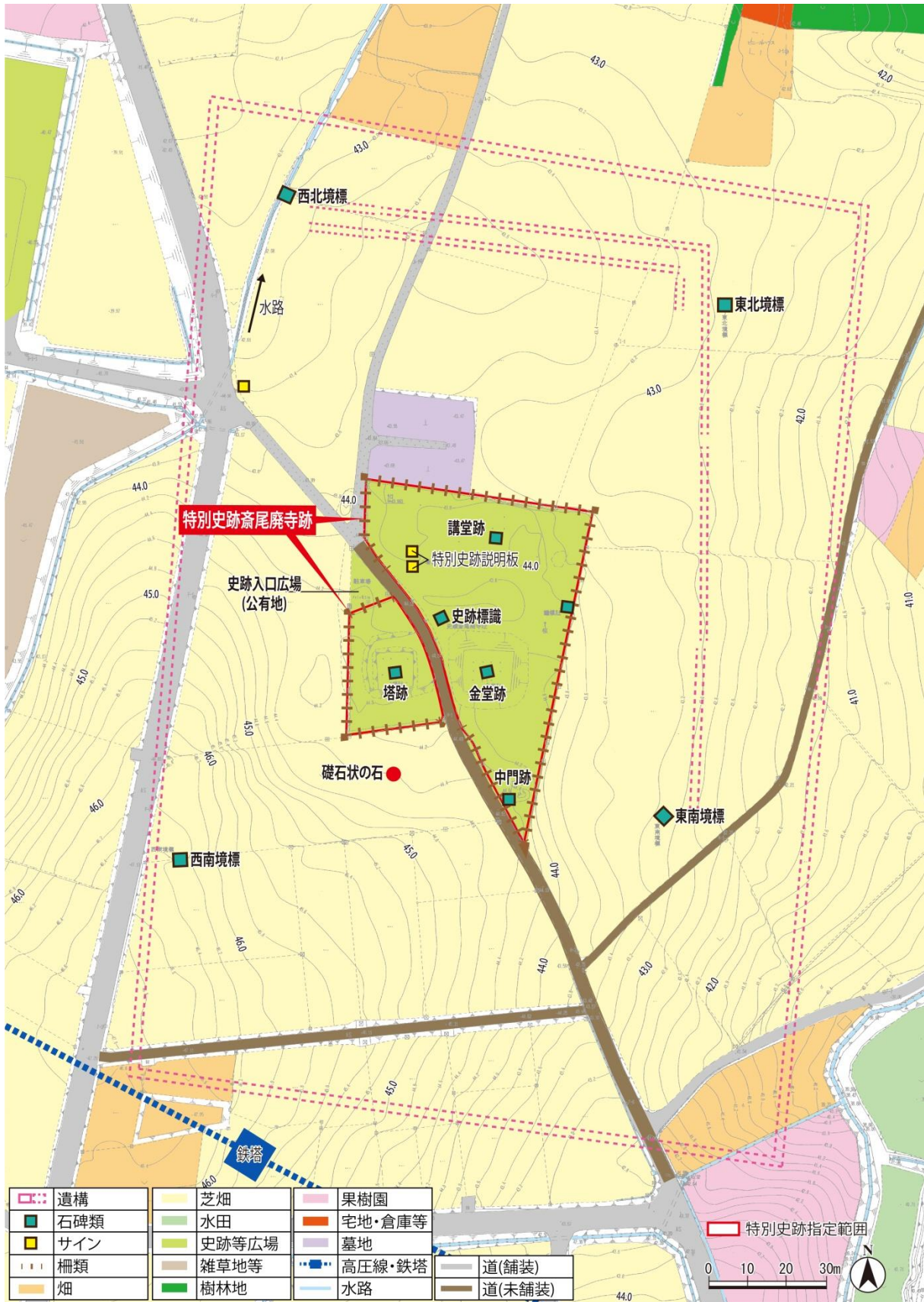


図 5-10 齋尾廃寺跡の現況

② 課題

- 寺院地の範囲の大半は芝畑として利用されており、芝の収穫に際しては地表面もはぎ取られるため、遺構面が削平されるようになるおそれがある。特に寺院地東寄りには伽藍地の東辺を区画する施設かとみられる土塁状遺構の痕跡も遺存しており、それへの悪影響も懸念される。
- 伽藍地や付属院地などの様相については不明な点が多い。これまでの調査の大半は開発に伴う範囲確認調査であり、学術調査はほとんど行われていないため、諸施設の実態解明や遺構の保存・活用を目的とした発掘調査を計画的に実施する必要がある。
- これまでの調査成果を総括した報告書の作成等が必要である。
- 伽藍地・寺院地の範囲を確定し、早期の追加指定等により、遺構を確実に保存することが必要である。
- 指定地の北側に接して墓地があり、地域の共同墓地として現在も利用されている。この墓地については、寺院地の保存・活用整備を図っていくに際して、今後どのように取り扱うべきか、地域住民とも十分協議・検討していく必要がある。
- 現在、寺院地を斜めに横断し寺院中枢部の伽藍を分断している町道のほか、この町道から分岐し西辺外周区画溝上や墓地西側を通る農道などがある。特に寺院地を横断する町道は、指定地あるいは寺院地全体を一体的に活用・整備していくうえで支障となる。そのため、町道の移設、廃道、あるいは史跡公園内園路への付け替えなどについて住民と協議・検討する必要がある。少なくとも当面は道路の補修等は最小限に留め、遺構の保存に万全を尽くす必要がある。また、農道についても寺院地の活用・整備と周辺農地での農作業等との調整を図り、適切な措置を講じていく必要がある。
- 昭和38年(1963)に寺院地(寺域)の四至境標として設置された境標石碑は、その後の調査で伽藍地の四隅近くに位置することが判明した。したがって、寺院地の範囲を明示する境標とはなっていないものの、50年以上前の文化財保護・管理のあり方を伝えるモニュメントでもあり、将来の整備等に際してはその保存方法も含め取り扱いを検討する必要がある。

5-2-3 下斉尾官衙遺跡の現況と課題

① 現況

下斉尾官衙遺跡は、下斉尾1号遺跡の北部、斎尾廃寺跡の北側に位置する。周知の埋蔵文化財包蔵地であり、宅地造成に伴う面的調査地では、官衙域の北東部にあたる遺構とみられるSB01及びSD12～15が検出された。この部分は、当時の関係者の努力により、町土地開発公社の理解も得て、公有化の措置がとられ、建物や溝の遺構は埋め戻し、遺構面はシートで養生して盛り土保存されており、現在は住宅内広場として利用されている。ただし、説明板等は設置されていない。



下斉尾官衙遺跡北東部の公有地

この官衙域は上記公有地の南側や西側に展開しているとみられるが、北辺溝の西方への延長部をトレンチ調査により一部を確認しただけで、官衙域の規模を含め、官衙の実態はほとんど未確認の状態である。

この地区は、古くからの下斉尾の集落域内にあり、公有地の南・西側や南西部に農地が一部みられるほかは住宅地として利用されている。

② 課題

- この官衙遺跡は郡衙の主要施設にあたる可能性が考えられているが、その性格や範囲は未確認であるため、遺跡の全容解明のための調査を計画的に進める必要がある。
- その調査成果を踏まえ、新たに確認された重要遺構の保存を含め、史跡指定や公有地化による保護措置や、両史跡との一体的な活用整備を進めていくことが必要である。
- 公有地化されている地区については、町史跡指定などにより遺跡の価値の周知を図るとともに、遺構の状況などを知ることができる暫定的整備や説明板の設置などが望まれる。
- 集落の宅地として利用されているところが多いので、住民に遺跡の価値を周知し、調査の実施や重要遺構が検出された場合の適切な保存措置に理解と協力を求めていく必要がある。

5-2-4 指定地外の大高野遺跡の現況と課題

① 現況

周知の埋蔵文化財包蔵地である大高野遺跡は、史跡大高野官衙遺跡を含み、その北側、南側に広がっている。指定地外の大高野遺跡一帯は芝畑を主とする農地として利用されている。

史跡指定地の南側では、2度の開発に伴う発掘調査（記録保存）を実施しており、奈良時代後半の遺構としては、祭祀土坑を含む土坑群と、2条の溝状遺構が確認されている。その他の時代の遺構としては、古墳4基（大高野古墳群1～3号墳・5号墳）、江戸時代の道路遺構（八橋往来）などが確認されている。これらの遺構は調査後に削平され、現在は農地となっている。

史跡北側の町道沿いの一部は、史跡活用の施設を整備する用地として、公有化されている。



大高野遺跡北部（指定地北側）



大高野遺跡南部（指定地南側）

② 課題

- 指定地南方で検出された祭祀土坑（消滅）や溝状遺構は郡衙との関わりも考えられ、未調査地には、溝状遺構の延伸部分や関連遺構が存在する可能性もある。開発等に伴う事前調査ではそうした点にも留意し、重要遺構が検出された場合には、適切な保存を図る必要がある。
- 史跡の活用を図るための施設を設置する候補地として遺跡北部の一部を公有地化しているが、その利用方法を含め、両史跡の活用整備と一体的な計画の中に位置づけた整備事業の推進が求められる。

5-2-5 その他の史跡隣接地区の現況と課題

	現況	課題
水溜り・駕籠据場遺跡 【埋蔵文化財包蔵地】	○周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。本遺跡の東部は丘陵、西部は谷地形であったが、県営畑地帯総合整備事業によって、東の丘陵部を削平し、その土で西の谷部を埋め立てて平坦地を造成するなど、地形が大きく改変されている。谷を埋めた西半部の盛り土量は、厚いところで1 m以上はあると思われる。記録保存調査の対象となった東半部では、弥生時代から奈良時代の遺構が検出された。現在、一帯は芝畑を中心とする農地となっているが、県道沿いの一部には業務施設等が設けられている。なお、現地等に説明板等は設置されていない。	○古代官道とみられる道路や両史跡と同時代の竪穴建物等も検出されていることから、両史跡と関わりの深い遺跡であることを解説板等により周知することが必要である。 ○遺跡の東半部は切り土され、未調査の西半部は大量の盛り土で埋め立てられており、景観が変化しているが、大高野遺跡（史跡大高野官衙遺跡を含む）と隣接する地であり、現状の良好な農地景観の保全等が望まれる。 ○未調査地については、開発等に際して事前調査を行い、官衙関連施設の有無などを確認する必要がある。
伊勢野遺跡 【埋蔵文化財包蔵地】	○奈良時代の大型の掘立柱建物を含め、検出された遺構の大部分は埋め戻し保存されている。ただし、中央部にある牛舎部分の遺構は記録保存とされ残っていない。	○史跡と関わる遺構としては、官衙関連施設あるいは有力者の居宅かともみられる大型掘立柱建物が1棟検出されただけで、遺跡の実態は不明な点が多い。 ○郡衙や斎尾廃寺との関係を明かにするために、関連遺構の有無などを確認する計画的調査が必要である。
周辺古墳群 【埋蔵文化財包蔵地】	○塚本1～3号墳は、大きく壊されているが、石室の一部や周溝は残っている。4～6号墳は、墳丘は確認で	○残存する古墳については、適切な保護策を検討する必要がある。

	<p>きないが、石室等は一部残存するとみられる。</p> <p>○斉尾古墳3号墳は、破壊により消滅している。6・7号墳は、墳丘が一部残る。8・9号墳は発掘調査後に消滅している。1・2・5号墳は、墳丘は削平されているが周溝が残っている。</p> <p>○大高野古墳群は、大高野官衙遺跡内に残存する4号墳以外は、記録保存調査後に消滅している。</p>	
<p>下斉尾1号遺跡北区（斎尾廃寺跡・下斉尾官衙遺跡を除く） 【埋蔵文化財包蔵地】</p>	<p>○斎尾廃寺の寺院地周辺に想定される寺辺地[*]については、鉄塔敷地など一部が調査されているだけであり、その実態はよく分かっていない。寺院地北東からは「厨」墨書土器が出土しているなど、斎尾廃寺跡か下斎尾官衙遺跡に関わる遺構の広がりが見られる。</p>	<p>○計画的調査によって、寺辺地の様相など、実態を解明していくことが課題となる。</p>
<p>下斉尾1号遺跡南区【埋蔵文化財包蔵地】</p>	<p>○県営畑地帯総合土地改良事業に伴う記録保存調査が一部で行われているだけであり、遺跡の詳細は不明である。</p> <p>○ほとんどが農地であるが、一部に堆肥舎が建てられている。記録保存調査区では遺構面が失われている箇所があるが、その他は現状保存されている。</p>	<p>○開発等に際しては事前調査によって、遺跡の実態解明が求められる。</p> <p>○農地の転用等に際しての地下遺構の確認調査が必要となり、重要遺構が検出された場合は適切な保護措置が必要となる。</p> <p>○史跡周辺の良い農地景観を構成しており、史跡の保存活用による有益な景観として景観保全・景観形成への協力を求めていくことが望まれる。</p>
<p>小高野遺跡 【埋蔵文化財包蔵地】</p>	<p>○ほとんど調査が実施されておらず、遺跡の詳細は不明である。</p> <p>○ほとんどが農地である。試掘調査により土坑等を検出している。出土遺物には弥生前期の甕等がある。道路整備がなされているが、遺構に影響がないよう配慮されている。</p>	<p>○開発等に際しては事前調査によって、遺跡の実態解明が求められる。</p> <p>○農地の転用等に際しての地下遺構の確認調査が必要であり、重要遺構が検出された場合は適切な保護措置が必要となる。</p> <p>○史跡周辺の良い農地景観を構成しており、史跡の保存活用による有益な景観として景観保全・景観形成への協力を求めていくことが望まれる。</p>

<p>その他の歴史的要素</p> <p>○八橋往来※と沿道の文化財</p> <p>○伊勢神宮関係の地名</p>	<p>○八橋往来は史跡大高野官衙遺跡内を貫き、斎尾集落を抜けて西方で県道倉吉東伯線に合流する。大高野官衙遺跡から南東方へ向かう八橋往来の道筋は断続的にその痕跡を残す。残存する八橋往来の沿道には、江戸時代に船の航海安全を願って建立された海上安全祈願供養塔など街道関連の歴史的石造物も残り、良好な景観が形成されている。</p> <p>○大高野官衙遺跡周辺には駕籠据場という小字名が残り、大高野官衙遺跡の史跡内には休憩所跡と伝えられる地付近に「駕籠据場」の説明板が設置されている。なお、史跡指定地を含む大高野遺跡の発掘調査で、現存する八橋往来の近くから近世の道路跡が検出されており、道筋を若干変えながら今日まで使われてきたことを示している。</p> <p>○史跡隣接地区には小字名「伊勢野」があり、特別史跡斎尾廃寺跡が所在地する「上斎尾」、史跡周辺地域の「伊勢」地名とともに伊勢神宮の御厨の地に由来するとみる説がある。</p>	<p>○八橋往来は、史跡隣接地区のみならず周辺地域を結ぶ歴史的ネットワーク道としての利活用を検討する必要がある。特に街道が通る大高野官衙遺跡は、ネットワーク拠点ともなりうるため、古代の官衙遺構の整備の方法と調整しながら相乗効果が図れる街道跡の活用整備方法を検討する必要がある。</p> <p>○斎尾廃寺跡及び周辺にみられる伊勢神宮関連地名については、学術的見地のみならず、地域に継承されてきた歴史という点からも重要であり、史跡とからめて地域の魅力の再発見につながる有効な要素として位置づける必要がある。</p>
<p>コミュニティ施設・水辺公園</p>	<p>○斎尾廃寺跡の100m程西方には伊勢崎地区のコミュニティ施設がある。斎尾廃寺をイメージした朱塗り柱の瓦葺建物で、「白鳳館」という愛称で呼ばれている。斎尾廃寺跡をはじめとする町内の遺跡から出土した遺物を展示するコーナーがエントランスに設置されているほか、和室・調理室・研修室がある。</p> <p>2階テラスは、視界が遮られることなく、広大な斎尾廃寺の寺院地一体を眼下に見渡せるとともに、大高</p>	<p>○白鳳館は斎尾廃寺跡から間近に見える施設で、廃寺跡との調和に配慮したデザインとなっており、史跡との一体的な活用が望まれる。史跡の眺望点、史跡見学のエントランス基地として、また、水辺公園も含めて休憩施設としても利用可能であり、史跡の活用整備に際して有効利用を図る必要がある。</p> <p>○現在、白鳳館の利用には事前の申請が必要であるが、史跡との一体的な活用を図るためには、常時、簡便に</p>

	<p>野官衙遺跡を含む周辺一帯を一望できるビューポイントとなっている。</p> <p>また、屋外には、駐車場・トイレや、遊歩道・多目的運動広場などを備えた水辺公園があり、スポーツや散歩など、地域の憩いの場、交流の場として、近隣住民はもとより広く町民等の利用に供されている。</p> <p>○白鳳館建設などに伴い、隣接地の段丘地形の一部が削平されているが、台地上にある齋尾廃寺の立地状況をよくうかがえる状況にある。</p>	<p>利用できる方法を検討する必要がある。</p> <p>○台地上にある齋尾廃寺の立地がよくわかるよう、現地形の保全について、住民への協力を要請する必要がある。</p>
道路施設	<p>○史跡隣接地区の北側を県道（倉吉東伯畝線）が通るのをはじめ、県道に連絡する複数の町道が地区内を通る。</p>	<p>○歴史的景観に配慮したサイン施設等の整備や、両史跡等へのアクセス道路としての有効利用を図る必要がある。</p>
景観	<p>○史跡隣接地区の大半は農地*で、芝畑等の農地が広がる。その中に、樹高の低い果樹等の樹林帯や草木植栽の多い住宅地が点在しており、両史跡と一体となった良好な景観を形成している。</p>	<p>○現在の良好な景観を保全するためのルール策定等にむけて、地域住民等の協力を得る必要がある。</p> <p>○大半が農地であり、農地転用には厳しい規制があるが、小規模な農業用倉庫等の建築物・工作物等は届出のみで設置可能であるため、そうした施設の設置等には景観への配慮などに協力を得る有効な方策を検討する必要がある。</p>

※寺辺地：寺院地の周縁空間をいい、一般に瓦窯や工房等の遺構の存在も想定される地である。

※八橋往来：八橋往来の概要については、5-3-2④を参照。

※農地：史跡隣接地区の農地関連の整備事業については、5-3-1を参照。



大高野遺跡と町道を挟んで東側に広がる水溜り・駕籠据場遺跡の現況



伊勢崎地区コミュニティセンター「白鳳館」



白鳳館内エントランスにある齋尾廃寺跡等の遺物展示・解説コーナー



白鳳館2階テラスから望める齋尾廃寺跡・大高野官衙遺跡

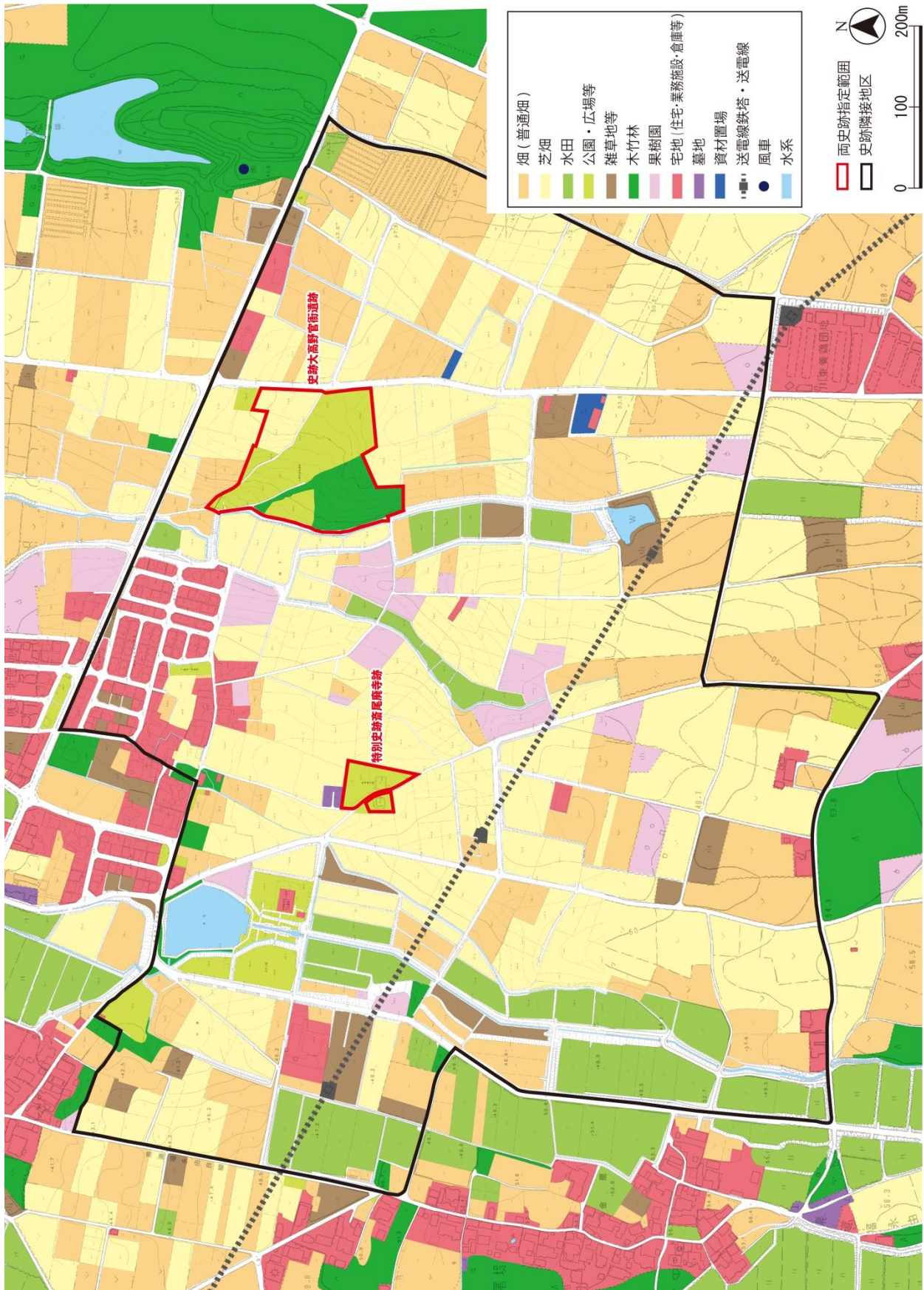


図 5-11 両史跡及び周辺の土地利用の現況

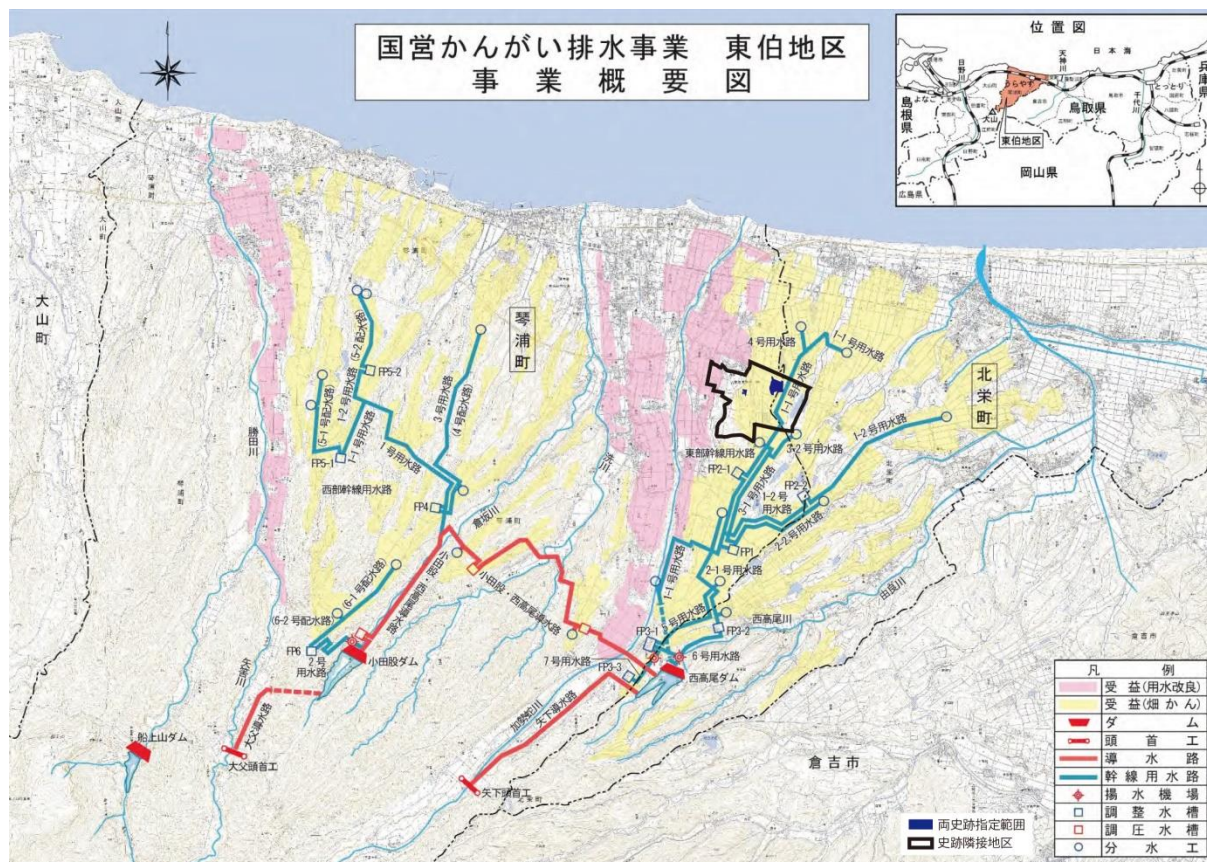
5-3 史跡周辺地域の現況と課題

5-3-1 土地利用の現況

琴浦町東部の槻下地区や上伊勢地区などの史跡周辺地域は、大山の裾部の加勢蛇川沿いに広がる段丘面と、段丘台地間の旧谷部の低位部からなり、広大な農地が広がる農業地域である。段丘台地部は芝畑が中心で、梨の果樹園等があり、低地部には水田耕作地が広がっている。特に史跡隣接地区を含む槻下地区は、鳥取芝発祥の地であり、県内で最大の芝栽培面積を占める琴浦町でも中心となる地区で、芝畑独特の広がりのある景観を形成している。

これら農地の間には古くからの集落が点在している。両史跡の北側を東西方向に通る県道倉吉東伯線沿線は、山陰自動車道「東伯・中山道路」の開通によって、最寄りの琴浦東ICとの連絡道路となったことから、沿道には新たに業務施設や住宅等の建設が見られる。

琴浦町から北栄町にかけての農地一帯では、農業生産性の向上並びに農業経営の安定化を図ることを目的として、昭和54年度(1979年度)から平成21年度にわたって、国営かんがい排水事業と県営畑地帯総合整備事業・県営ほ場整備事業による大規模な農地整備が実施された。これらの事業によって新たな農業用水が確保され、畑地かんがい用水や水田用水の安定供給が実現するとともに、区画整理や農道等の整備が進み、現在みられるような整然とした土地利用がなされるようになった。本事業に伴い多くの発掘調査が行われ、水溜り・駕籠据場遺跡における集落跡、斎尾庵寺跡の範囲確認調査による区画溝跡など多くの遺構が確認される一方で、記録保存後に消滅した遺跡も多い。



(『国営土地改良事業事後評価 国営かんがい排水事業「東伯地区」』2016 中国四国農政局より 一部加筆)

図 5-13 国営かんがい排水事業東伯地区の事業概要

5-3-2 歴史文化遺産等の現況

両史跡周辺には、地域の特徴ある歴史と文化を示す歴史文化遺産が残存している。主なものには次のような文化財等がある。

① 方見神社と文化財（県指定保護文化財：木造隨身立像）

斎尾廃寺跡の西北約1.2km地点、八橋往来（現県道倉吉東伯線）沿いにある。旧郷社で、祭神は天照大御神など10神。かつては天照皇大神宮・上伊勢大神宮などと呼ばれていた。創建時代は明らかでないが、奈良時代に土佐より当地に移った池田王が神主になったという伝承が伝わる。社伝によれば四至四町の除地を有し、伊勢神宮に模して野の宮・斎王殿・着到殿などを構えたと伝える。神社は小字「東屋敷」に所在し、周辺には「西屋敷」「土居下」「上宮屋敷」「上ノ木戸」「西ノ木戸」「神子田」などの小字名が残る（図5-14参照）。江戸時代には方見郷の惣産土神で、摂社16・末社17があったという。明治初年(1868)に方見社と改称、同5年に郷社に列せられ、同6年方見神社となった。（「伊勢」に関わる地名については、下記の「⑤伊勢神宮・八橋野牧関連地名参照」）

隨身門に安置されている2体の武装した神像・隨身像（県保護文化財）は、寄せ木造りで鎌倉時代の作で本格的な隨身像として貴重な文化財である。日中は公開されており参拝することができる。このほかにも方見神社縁起などの社宝がある。

境内は管理が行き届いており、正月は地元の参拝者で賑わいをみせる。

② 槻下神社と文化財（町指定天然記念物：槻下神社の社叢）

両史跡の北方約400m地点にある。かつては和伊智三社大明神と呼ばれ、領主岩野弾正坊が城内守護の産土神として崇拝したと伝え、社領5石を与えられていた。本明神を外宮、上伊勢の天照皇大神宮（方見神社）を内宮として、例祭日には互いに神幸し、神楽谷で落合いの神事を行っていたという。明治6年(1873)に槻下神社に改称した。

槻下神社境内林は、木造の社殿群とともに荘厳な雰囲気醸し出している。自然性の樹種が多くを占め、スダジイ・タブ・ヒメユズリハなど典型的な照葉樹林として天然記念物に指定されている。山地性の植物と海岸性樹種が混交した樹種豊かな社叢林を構成し、地域のランドマークともなっている。

③ 槻下豪族館跡（町指定史跡）

大高野官衙遺跡の北約600m地点、槻下集落の東側、低丘陵の西斜面に位置する。鎌倉時代の豪族の館跡で、幅約10mの堀を方形に巡らした二つの区画（屋敷跡）が東西に並ぶ。東側は南北約40m・東西約30m、西側は約40m四方で周囲に高さ約3mの土塁が築かれている。土塁の北辺の一部が途切れており、ここが入口と推定される。周囲には「陣場野」「垣の内」「門田」などの地名が残っている。槻下神社由来記（池本家文書）や「伯耆民談記」には岩野弾正坊が鎌倉時代に居住したとの記載があるが、遺構の詳細な年代等は不明である。

館跡は未整備であり、現地に設置された説明板でその所在がわかる程度である。

④ 江戸時代に利用された八橋往来と沿道の歴史的文化遺産

海岸沿いを東西に走る伯耆街道とともに、倉吉と八橋を結ぶ江戸時代の主要な交通路の一つで、八橋一金市ー上伊勢ー伊勢野ー斎尾ー岩坪ー下種ー今在家ー国分寺ー倉吉を通っていた。両史跡周辺では伊勢野ー斎尾間に道筋が残っている。八橋往来は殿様街道とも呼ばれ、一里塚の松や街

道松が植えられていた。伊勢野には一里松跡地があり、一里松の約100m西の茶屋跡宅地内に嘉永6年(1853)建立の「大乘妙典日本廻国千人宿供養塔」がある。

⑤ 伊勢神宮・八橋野牧関連地名（図5-14参照）

方見神社は、上記「①方見神社と文化財」で記載したように、天照大神を主神とし、明治期に現在の社名に改称する前は上伊勢大神宮などと呼ばれていた。神社が所在する大字「上伊勢」は、宮の社領であったことにちなむという。上伊勢の北側が「下伊勢」である。方見神社から約1km東南にある斎尾廃寺跡には小字「上斉尾」、その北には「下斉尾」がある。斎尾廃寺の名はこの「サイノオ」の地名から付けられている。上斉尾・下斉尾と上伊勢との間には小字「伊勢野」があり、方見神社（上伊勢大神宮）の祭礼神事の御旅所であったとされる。これらの地域は昭和15年(1940)の浦安村合併以前は、伊勢崎村であった。この斉尾の地名は斎王に通じ、伊勢の地名とともに伊勢神宮の御厨の地に由来するとみる説がある。なお、神社の東の中尾地区に「クエ」の地名が残ることから、一帯を久永御厨の比定地とする説もある。

八橋野牧は、古代の牧で、槻下地区（大字槻下）の南に接する金屋・杉下地区の小字「八橋野」を比定地とする。『延喜式』兵部省「諸国馬牛牧」に「伯耆国 古布馬牧」とあり、八橋郡古布郷に官営の馬牧があったと推定されている。また、『小右記』長元4年(1031)9月3日条に「伯耆八橋野牧」とあり、藤原実資の私牧であったとみられる。

⑥ 八橋郡地域・伯耆国地域に所在する両史跡関連の歴史文化遺産

八橋郡地域には両史跡と同時代の大法廃寺跡や森藤第1遺跡が知られる。古代伯耆国の中心地であった倉吉市には、両史跡と同時代の遺跡として、史跡伯耆国府跡（国庁跡・法華寺畑遺跡・不入岡遺跡）、史跡伯耆国分寺跡、白鳳期創建の史跡大御堂廃寺跡や、平安時代の貞観9年(867)に造営された四王寺などが存在する。

また、西方の米子市には、白鳳期創建の彩色仏教壁画片が確認された史跡上淀廃寺跡があり、伯耆町には、大寺廃寺のものと考えられている石製鴟尾（重文）が今に伝わる。

5-3-3 史跡周辺地域の課題

説明板等の設置が十分でない文化財等もあり、歴史文化遺産の歴史的・文化的価値についての情報発信を積極的に進めていく必要がある。また、両史跡と各歴史遺産とを有機的に結ぶため、古代の官道を継承するように走る近世の八橋往来、現代の県道倉吉東伯線なども利用したネットワーク動線の設定やルート案内板の設置なども求められる。そうすることによって、史跡を地域の歴史の中に位置づけ、その価値を高めることができるとともに、史跡等を観光資源としても有効利用していくことが可能となる。また、歴史文化遺産に関わるサインについては、道路サインや自治体によるサイン、地域住民等によるサイン等があるため、現状把握にもとづく整理統合やデザインの統一等を図る必要があり、史跡への動線ともなるサインの整備も望まれる。

方見神社の旧社名や伝承、あるいは周辺地域に残る伊勢の地名などは、史跡指定地及び史跡隣接地の斉尾の地名とも関連し、当地と伊勢神宮との強い結びつきを示唆するものであり、その両者の関係を追究する調査研究も必要である。それによって当地域の歴史的特性の一端が明確になる可能性があり、斎尾廃寺や八橋郡衙がこの地域に設けられた歴史的背景などを探る手がかりとなることも期待される。

5-4 関連法令

5-4-1 文化財保護法*

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

※以下法令は関連条項部分のみ抜粋。

○国指定史跡の現状変更等

両史跡の指定地内において、その現状を変更し又は保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化庁長官の許可を必要とする（文化財保護法第125条）。管理団体等が行う発掘調査、保存活用に関わる行為もこの対象となる。

○埋蔵文化財包蔵地における土木工事等

両史跡周縁部を含む史跡隣接地区には周知の埋蔵文化財包蔵地があるが、当該地で土木工事等の目的（埋蔵文化財の調査の目的を除く）で発掘しようとする者は、発掘に着手する日の60日前までに文化庁長官に届出をしなければならない（国の機関等の場合は、当該発掘に関わる事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない）。

現在、斎尾廃寺の主要伽藍以外の遺構や郡衙遺跡の主要部分などが埋蔵文化財包蔵地内にあることから、上記法と埋蔵文化財包蔵地範囲の周知を徹底し、開発行為との調整を行うことにより、

両史跡に関連する遺跡の保護に努めなければならない。

また、埋蔵文化財包蔵地以外においても遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく、遅滞なく、文化庁長官に届出をする必要がある（同法第96条・97条）ことについても周知に努めなければならない。

5-4-2 都市計画法

（開発行為の許可）

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- 一 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの
 - 二 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの
 - 三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
 - 四 都市計画事業の施行として行う開発行為
 - 五 土地区画整理事業の施行として行う開発行為
 - 六 市街地再開発事業の施行として行う開発行為
 - 七 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為
 - 八 防災街区整備事業の施行として行う開発行為
 - 九 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第十二条第二項の告示がないものにおいて行う開発行為
 - 十 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為
 - 十一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。
- 一 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
 - 二 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

琴浦町は沿岸部を中心にして「琴浦都市計画区域」に指定されている。琴浦都市計画区域は市街化区域・調整区域等の線引きがなされていない、非線引き都市計画区域である。両史跡全域や史跡隣接地の多くはこの都市計画区域に含まれているが、史跡隣接地のうち斎尾廃寺寺院地の南側から南方の地区は都市計画区域に含まれていない。

都市計画区域指定地においては、都市計画施行令第19条第1項表により3,000㎡以上の開発行為に対しては知事の許可が必要となる。都市計画法における「開発行為」とは、主として、(1)建築物の建築、(2)第1種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設、(3)第2種特定工作物（ゴルフコース、1ha以上の墓園等）の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」をいう。

都市計画区域に含まれる史跡隣接地区においては、3,000㎡未満の開発行為、農業用倉庫・畜舎・温室等農業施設や自己用住宅、道路・公園施設の建築物等公益上必要な施設（学校、社会福祉施設等都市機能の集約を図る必要があるものは除く）、都市計画事業、民間等による住宅街区事業等は規制対象から除外されており、これらの開発行為については、土地所有者等の協力を得るなどして、遺跡保護のための対応策を別途検討する必要がある。

5-4-3 景観法・鳥取県景観形成条例

<景観法>

(届出及び催告等)

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
- 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
- 三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
- 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを催告することができる。
- 4 前項の催告は、第一項又は第二項の規定による届出のあった日から三十日以内にしなければならない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。
- 6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとすべき措置について協議を求めることができる。
- 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

六 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

(変更命令等)

第十七条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

- 5 景観行政団体の長は、第一項の処分違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

＜鳥取県景観形成条例＞

(届出対象行為の追加)

第13条 追加行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(法第16条第1項第3号に該当するものを除く。)
- (2) 木竹の伐採
- (3) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)その他の物件の堆積
- (4) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)その他の工作物(以下「建築物等」という。))又は物件(屋外にあるものに限る。))の外観について行う照明(以下「特定照明」という。)

(追加行為に係る変更の届出を要する事項)

第14条 追加行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法(その変更により当該追加行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなる場合を除く。))とする。

(適用除外行為の追加)

第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為のうち、次に掲げるもの
 - カ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条の2第1項本文、第127条第1項本文又は第139条第1項本文の届出に係る行為
 - ク 法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為であって、次のいずれにも該当しないもの
 - ア 別表第1の1の(1)の項に掲げる規模を超える建築物の増築若しくは改築(当該規模を超えない建築物が増築又は改築により当該規模を超えることとなる場合における、当該増築又は改築を含む。)、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「対象建築物の増築等」という。)
 - イ 別表第2に規定する工作物に係る行為
 - ウ 別表第1の2の(1)の項に掲げる規模を超える工作物の増築若しくは改築(当該規模を超えない工作物が増築又は改築により当該規模を超えることとなる場合における、当該増築又は改築を含む。)、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「対象工作物の増築等」という。)
- (2) 次に掲げる行為であって、別表第1に規定する規模以下のもの
 - ア 法第16条第1項第1号に掲げる行為(建築物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更にあつては、対象建築物の増築等に限る。)
 - イ 法第16条第1項第2号に掲げる行為(別表第2に規定する工作物に係るものに限る、その増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更にあつては、対象工作物の増築等に限る。)
 - ウ 法第16条第1項第3号に掲げる行為
- エ 追加行為
 - (4) 景観計画において景観計画区域若しくは景観形成重点区域が定められ、又は拡張された際、当該決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為(当該区域が既に景観計画区域として定められていた場合にあっては、別表第1に規定する景観計画区域に係る規模以下のものに限る。)
 - (5) 設置期間が90日を超えない建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - (6) 建築物等の改築で、その外観又は色彩の変更を伴わないもの
 - (7) 農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更又は木竹の伐採

別表第1 (第15条関係)

(景観計画区域(景観形成重点区域を除く)のみを抜粋編集)

行為の区分		規模
1 法第16条第1項第1号に掲げる行為	(1) 建築物の新築又は移転	当該建築物の高さが13メートル、かつ、建築面積が1,000平方メートル(都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域に設置される建築物にあっては、当該建築物の高さが20メートル、かつ、建築面積が1,500平方メー

			ル)
	(2) 対象建築物の増築等		当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル(当該合計が10平方メートル以下の増築又は改築であって、当該増築又は改築により当該建築物の規模が(1)の項に掲げる規模を超えることとなるものにあつては、当該合計から1平方メートルを控除した面積)
2 法第16条第1項第2号に掲げる行為	(1) 工作物の新築又は移転	別表第2の1から10までに掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さが13メートル(建築物に付設される場合は、当該工作物の高さが5メートル、かつ、その上端の地盤面からの高さが13メートル)、かつ、築造面積が1,000平方メートル
		別表第2の11に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さが20メートル
		別表第2の12に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さが3メートル
		別表第2の13に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さが13メートル、かつ、築造面積が1,000平方メートル
	(2) 対象工作物の増築等		当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル(当該合計が10平方メートル以下の増築又は改築であって、当該増築又は改築により当該工作物の規模が(1)の項に掲げる規模を超えることとなるものにあつては、当該合計から1平方メートルを控除した面積)
3 法第16条第1項第3号に掲げる行為及び第13条第1号に掲げる追加行為			当該行為に係る土地の面積が10,000平方メートル、かつ、当該行為に伴い生じるのり面又は擁壁の高さが5メートル及び長さが10メートル
4 第13条第2号に掲げる追加行為			伐採面積が10ヘクタール
5 第13条第3号に掲げる追加行為			堆積物件の高さが5メートル、かつ、その用に供される土地の面積が1,000平方メートル
6 第13条第4号に掲げる追加行為			当該照明の対象となる建築物等の高さが13メートル

別表第2(第15条関係)

- 1 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- 2 広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類するもの(「太陽光発電施設」はこれに該当)
- 3 電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの(「風車」はこれに該当)
- 4 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- 5 彫像、記念碑その他これらに類するもの
- 6 鉄柱、木柱その他これらに類するもの(11に掲げるものの支持物を除く。)
- 7 観覧車、飛行塔、コースターその他これらに類するもの
- 8 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- 9 石油、ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- 10 汚水処理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設その他これらに類するもの
- 11 電線、索道用架線その他これらに類するもの(それらの支持物を含む。)
- 12 塀、さく、垣、擁(よう)壁その他これらに類するもの(生け垣を除く。)
- 13 自動車車庫、物件の保管の用に供する施設その他これらに類するもの

琴浦町は景観行政団体以外の市町村の区域に相当することから、鳥取県景観形成条例の適用範囲となり、町全域が鳥取県景観計画区域となる。当該区域では、高さ13mまたは建築(築造)面

積1,000㎡を超える建築物の新築・増築・改築・移転、外観を変更する修繕や模様替え、色彩の変更（景観法第16条第1項第1号）及び、上記別表第2に示した工作物の別表1に示した規模を超える行為（同法第16条第1項第2号）、別表第1に示した規模を超える開発行為（同法第16条第1項第3号）、土地の開墾等土地の形質の変更・木竹の伐採・屋外における土石等その他の物件の堆積、特定照明（同法第16条第1項第4号）については知事への届出が必要となる。

史跡隣接地区の景観を保全していくため、同法の周知とともに地域の協力を求めていく必要がある。同法適用の対象となる行為については、「鳥取県景観計画」の景観形成基準に準じる必要がある。また、別表第2の2に該当する太陽光発電施設等、施設そのものが当該地に馴染まない場合には、「設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる」という（景観法16条4項3号）勧告の内容についても具体的な検討が必要である。

なお、文化財保護法第125条に基づく史跡の現状変更行為に関わる行為（景観法第16条第7項第11号の政令又は景観行政団体の条例で定める行為）、文化財保護法127条に基づく史跡の復旧の届出に関わる行為（鳥取県景観形成条例第15条(1)カ）などについては、景観法の適用除外となる。

5-4-4 農業振興地域の整備に関する法律・農地法

＜農業振興地域の整備に関する法律＞

(定義)

第三条 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。

- 一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」という。）
- 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（農用地を除く。）
- 三 農用地又は前号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地
- 四 耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設（前号の施設を除く。）で農林水産省令で定めるものの用に供される土地

(農業振興地域整備計画の変更)

第十三条 都道府県又は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。市町村の定めた農業振興地域整備計画が第九条第一項の規定による農業振興地域整備計画の決定により変更を必要とするに至ったときも、同様とする。

2 前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができる。

- 一 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

(農用地区域内における開発行為の制限)

第十五条の二 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事（農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するために行う行為

- 三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る土地をその許可に

係る目的に供するために行う行為

四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で農林水産省令で定めるもの

五 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 前項の許可の申請は、当該開発行為に係る土地の所在地を管轄する市町村長を経由してしなければならない。ただし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。

3 市町村長（指定市町村の長を除く。）は、前項の規定により許可の申請書を受領したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請書に意見を付すことができる。

（農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告等）

第十五条の四 都道府県知事等は、農業振興地域の区域のうち農用地区域以外の区域内において開発行為を行っている者がある場合において、その開発行為により、農用地区域内にある農用地等において土砂の流出若しくは崩壊その他の耕作若しくは養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させ、又は農用地区域内にある農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすことにより、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、農用地区域内にある農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、その者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

<農地法>

（定義）

第二条 この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

五 これらの権利を取得する者が国又は都道府県である場合

十一 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合

（農地の転用の制限）

第四条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 次条第一項の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合

二 国又は都道府県等（都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。）が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合

六 土地収用法 その他の法律によつて収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合

2 前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事等に提出しなければならない。

6 第一項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第二項において同じ。）に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第一号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画（以下単に「農用地利用計画」という。）において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一 次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合

- イ 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内にある農地
- 二 前号イ及びロに掲げる農地（同号ロ（1）に掲げる農地を含む。）以外の農地を農地以外のものにしようとする場合において、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる認められるとき。
- 三 申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合
- 四 申請に係る農地を農地以外のものにするにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
- 五 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき。
- 7 第一項の許可は、条件を付けてすることができる。
- 8 国又は都道府県等が農地を農地以外のものにしようとする場合（第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。
- 9 都道府県知事等は、前項の協議を成立させようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聴かなければならない。
- 10 第四項及び第五項の規定は、農業委員会が前項の規定により意見を述べようとする場合について準用する。
- 11 第一項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

両史跡周縁部を含む史跡隣接地区及び周辺一帯は「農業振興地域の整備に関する法律」（以下「農振法」という）に基づく、農業振興地域に指定されている。当該地では農業振興地域のうち、住宅等を除いた農地部分のほとんどは、農用地区域（今後おおむね10年以上にわたり農業生産の基盤として確保されるべき土地の区域）に指定されており、農地転用の制限、開発行為の制限等の措置が定められている（農地法第4条）。なお、農振法による「農用地」とは、耕作や採草・放牧に供される用地および農業用施設用地等も含む土地をいう（農振法第1条）。農地法では「農地」と「採草放牧地」を対象としており、「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう（農地法第2条）。農地の転用とは、住宅等の建物、牛舎等の農業用施設、駐車場、太陽光発電施設等の用地への転換や、農地を採草放牧地に用途変更する場合、資材置場・砂利採取場等の物品の堆積も対象となる。

農用地区域内での農地の転用は原則出来ないが、必要性、緊急性等一定の要件（農振法第13条第2項）を全て満たした上で、知事から農用地区域からの除外の許可を得た後に、さらに知事からの農地転用許可が必要である（農地法第4条）。ただし、200㎡以下の自家の農地に倉庫等農業用施設を設ける場合は、農業委員会への届出となる（農地法第4条（農地の転用の制限）第1項第8号の農林水産省令で定める事項に基づく、農業法施行規則第29条第1号（農地の転用の制限の例外））。

このため両史跡周辺の農地で小規模施設が設置される可能性があり、農業委員会との情報共有及び連携のもとに、史跡隣接地区の遺跡保護、景観保全のため、開発行為の制限や変更、景観への配慮等への協力を促すための施策を検討する必要がある。

なお、土地収用法等の法律を適用して農地を公有化する場合は、農地転用の制限の例外（農地法第4条第1項第6号）となる。史跡大高野官衙遺跡の公有化にあたっては、この土地収用法を適用して行ったため、農地転用の制限の例外となった。

5-4-5 森林法

(開発行為の許可)

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
- 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合

(伐採及び伐採後の造林の届出)

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
- 二 第十条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合
- 十 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 十一 除伐する場合

2 前項第十号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

森林法の適用の対象となる箇所は、史跡大高野官衙遺跡内の南部の地域森林計画対象民有林に指定されている樹林地部分である。史跡の保存管理や活用整備に際して、樹林地部分の1haを超える開発行為（鳥取県林地開発条例第2条の1）を行う場合は知事の許可（森林法第10条の2）が必要であり、立木の伐採を行う場合は、町長に対して、森林の伐採及び伐採後の造林の届出（同法第10条の8第1項）が必要となる。なお、国または地方公共団体が行う開発行為については知事の許可は不要（同法第10条の2の第1項）となっているが、許可を要する開発行為の場合に準じて、知事と協議し適正に実施することが必要とされている。

このため、大高野官衙遺跡の整備にあたっては、上記の規定に留意し、地域対象計画民有林において1haを超える林地開発行為を行う場合には、県との事前協議を行うとともに、1ha未満の立木の伐採においても適切な手続をとる必要がある。

5-4-6 道路法

<道路法>

(道路の種類)

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 高速自動車国道
- 二 一般国道
- 三 都道府県道
- 四 市町村道

(路線の廃止又は変更)

第十条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合におい

ても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第七条第二項から第八項まで及び前条の規定は前二項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第八条第二項から第五項まで及び前条の規定は前二項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

(道路の維持又は修繕)

第四十二条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

<町道路線の認定に関する要綱>

(路線の認定基準)

第2条 新たに町道に認定する道路は、次の各号のいずれかに適合しなければならない。

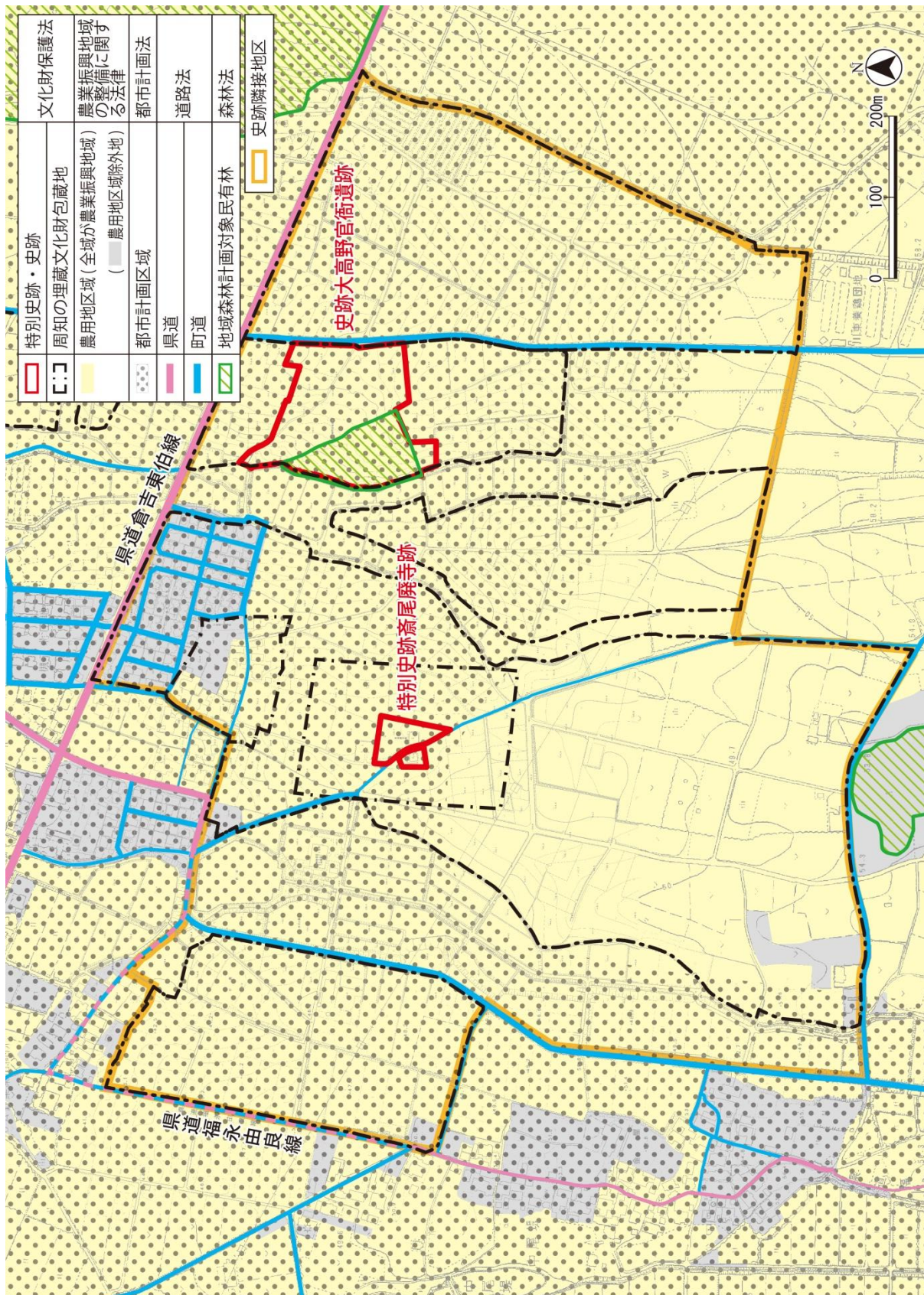
- (1) 起点及び終点が国道、県道及び町道に接続する道路
- (2) 集落と集落を相互に接続する主要な道路
- (3) 隣接市町に接続する主要な道路
- (4) 公共施設や各種産業の基幹的な施設のほか、極めて公益性が高い施設に接続する道路
- (5) 産業の振興上必要であり、経済的効果が発揮される地区に接続する道路
- (6) 町長が諸般の交通事情及び公共的見地から町道に認定することが適当と認めた道路

(路線の構造基準)

第3条 前条の基準により認定しようとする道路は、道路の構造及び形状が次の各号に適合するものでなければならない。ただし、町長が認める場合にあっては、この限りではない。

- (1) 道路の有効幅員は、4メートル以上であること。
- (2) 開発行為による宅地造成等において整備される道路は、アスファルトによる舗装及び道路側溝を備えていること。
- (3) 道路の交差箇所は、有効幅員の半分以上の隅切りがあること。
- (4) 道路の縦断勾配は、原則として8パーセント以内であること。ただし、地形状やむを得ない場合は、12パーセント以内とすることができる。
- (5) 道路と隣接地の境界が明確であること。
- (6) 袋状道路の場合は、車両が容易に回転できる場所があること。

両史跡周辺には、道路法に基づき、知事が認定した県道、町長が認定した町道がある。これら道路は道路管理者が適切に維持・管理し、必要に応じて修繕し、その機能を維持する必要がある(道路法第42条)。道路については、特別史跡斎尾廃寺跡が町道148号によって分断され、史跡の一体的な保存活用のうえで支障があるという課題がある。この町道については、将来の史跡整備に際して、移設、廃道や付替えの検討が必要である。道路の廃止または変更については、道路法第10条の規定に基づき、一般交通の用に供する必要がなくなった場合は、路線の全部または一部を廃止できることとなっている。また、これに代わる路線を認定する場合は、琴浦町の「町道路線の認定に関する要綱」に、認定基準(第2条)、道路の構造基準(第3条)などが定められている。



農地法の適用対象となる農地は、現在農地（果樹園や牧草栽培地等含む）として利用されている土地が対象となる。本図には表記していないが、図5-11の土地利用図に示した農地関連の土地が適用対象の農地である。

図 5-16 両史跡周辺の法規制状況